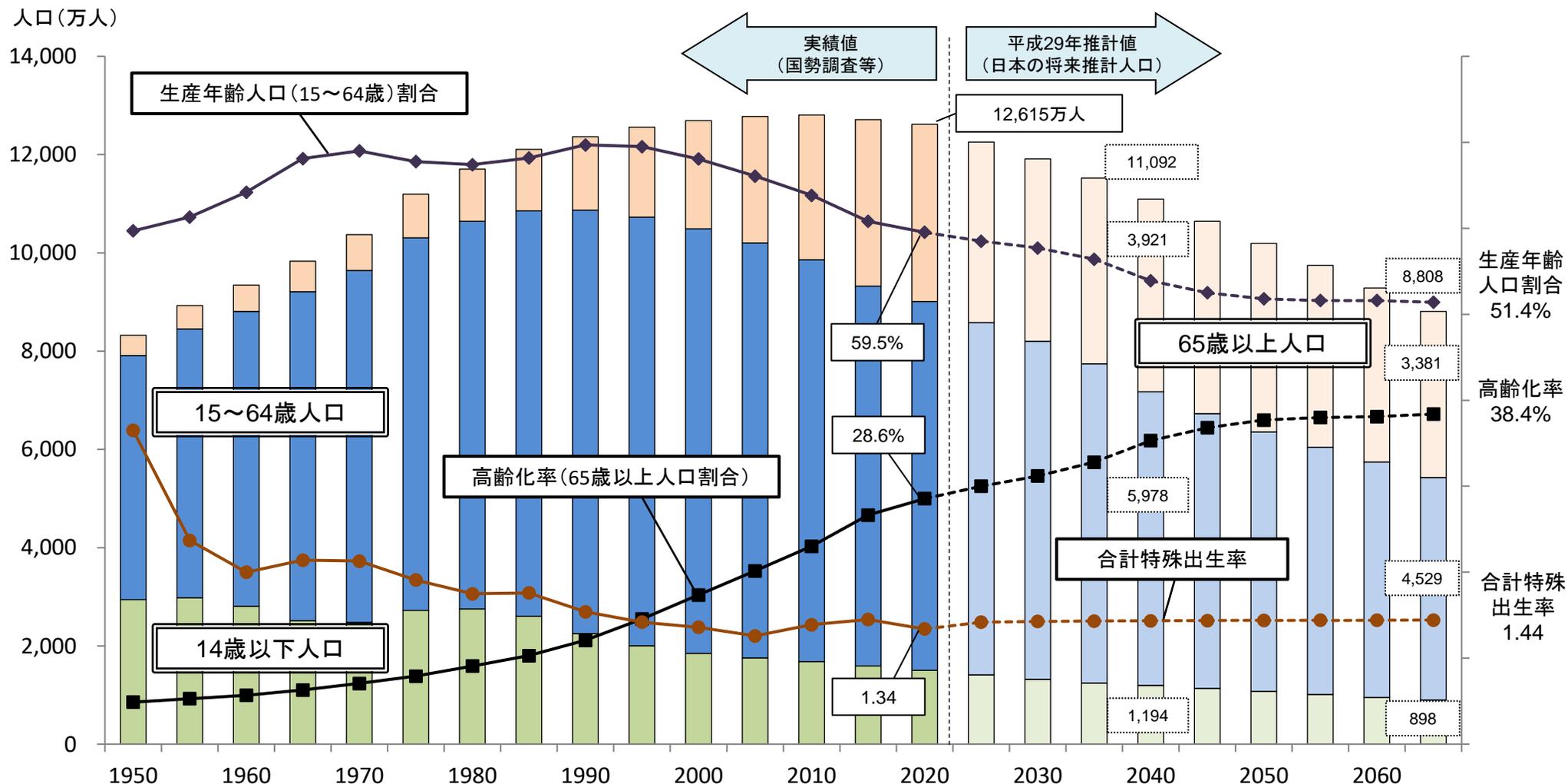


年金制度を取り巻く社会経済状況の変化

- 人口構造の変化
- 家族の姿の変化
- 働き方の変化
- 被保険者・受給者の状況
- 高齢期の働き方の変化

日本の人口の推移

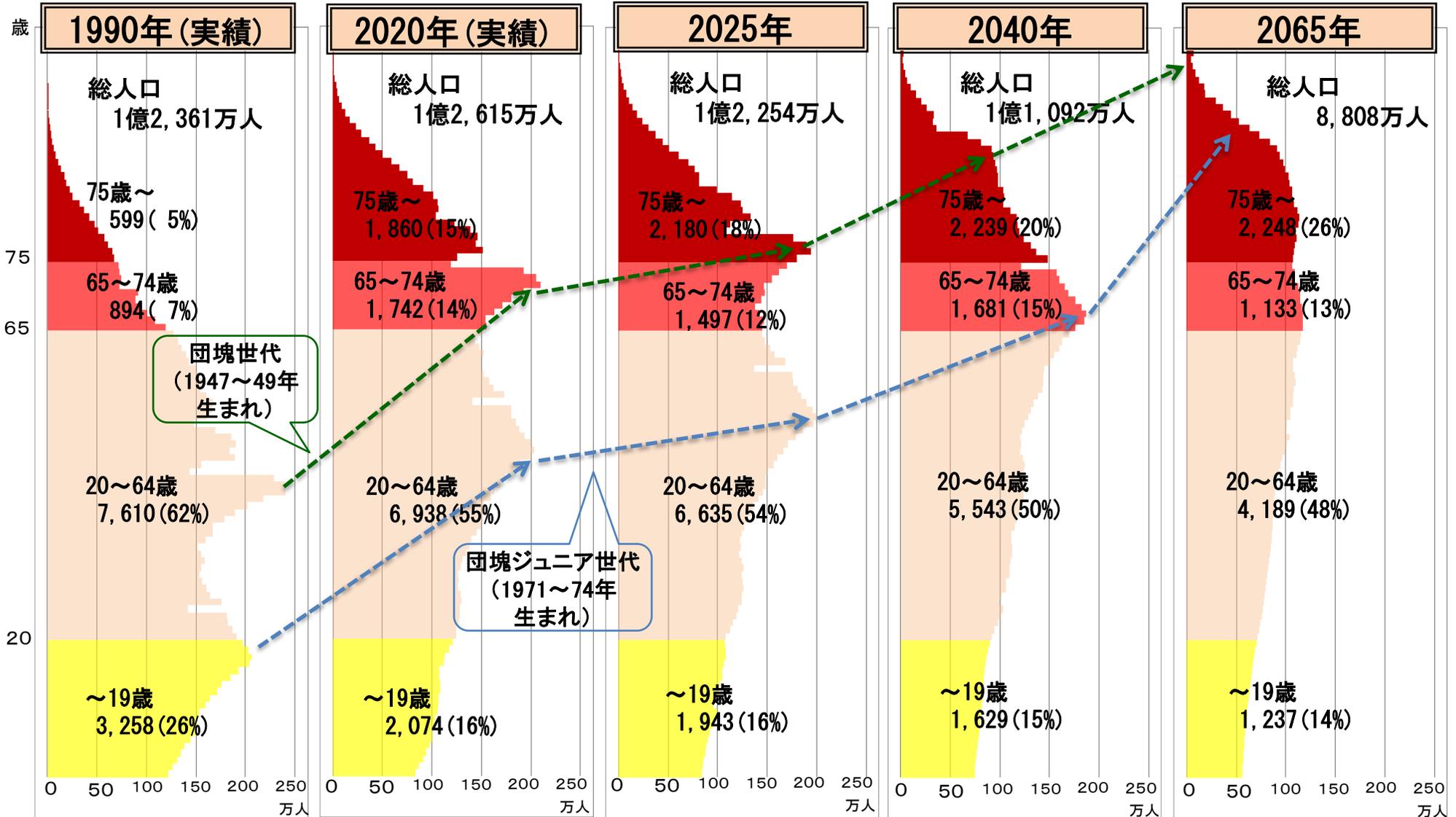
- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出典) 2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

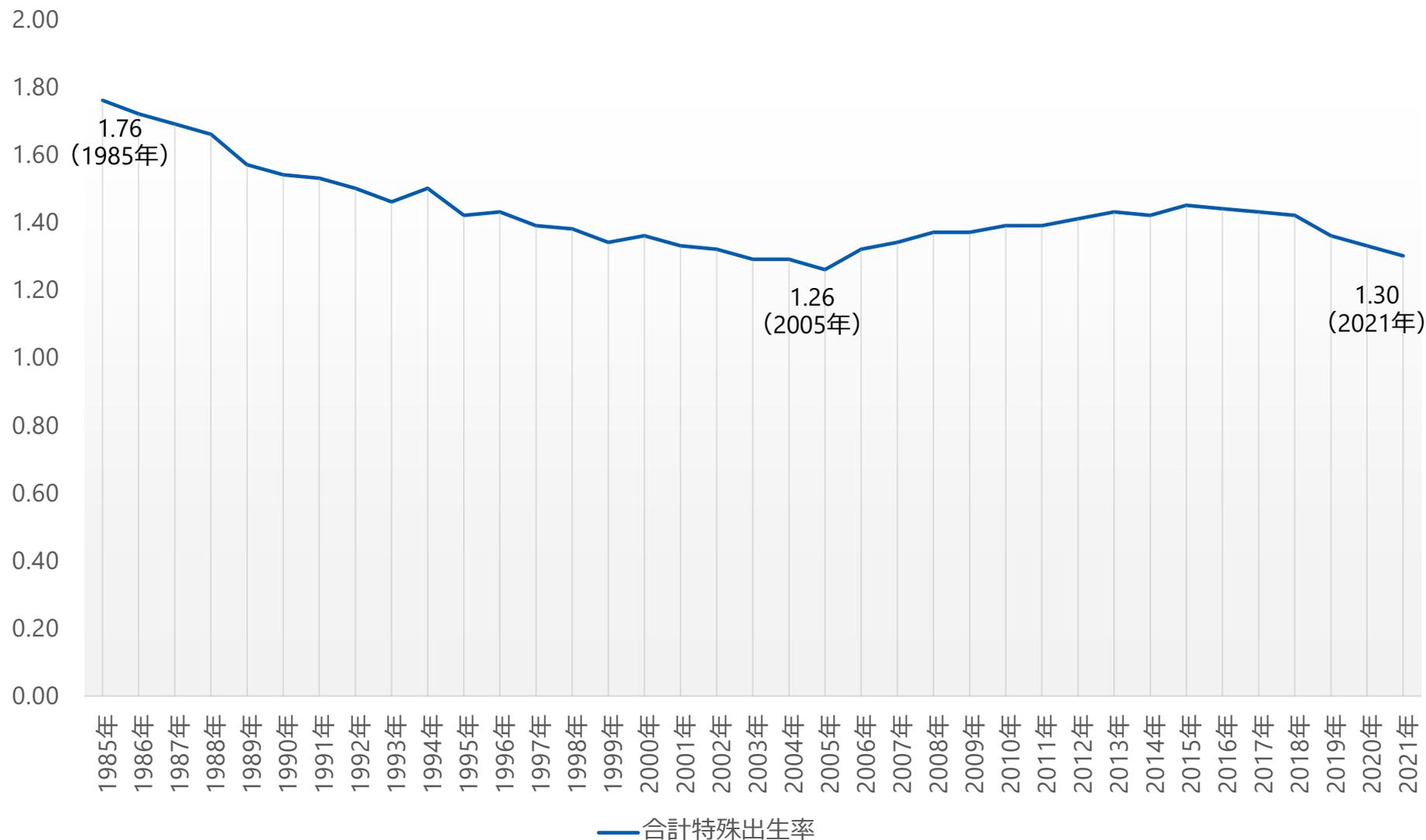
日本の人口ピラミッドの変化

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2040年には、人口は1億1,092万人に減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約35%となる。



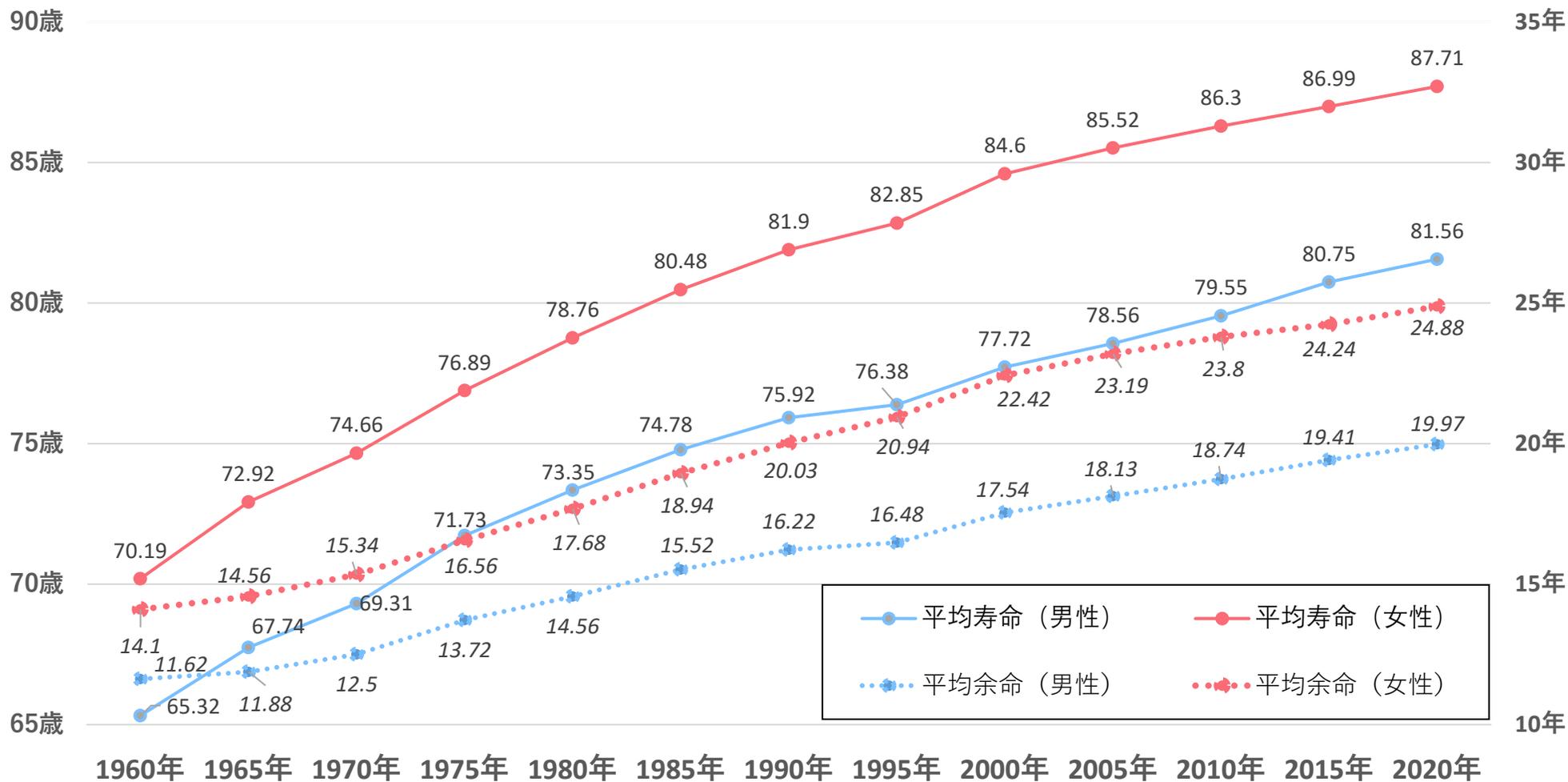
(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

合計特殊出生率の推移



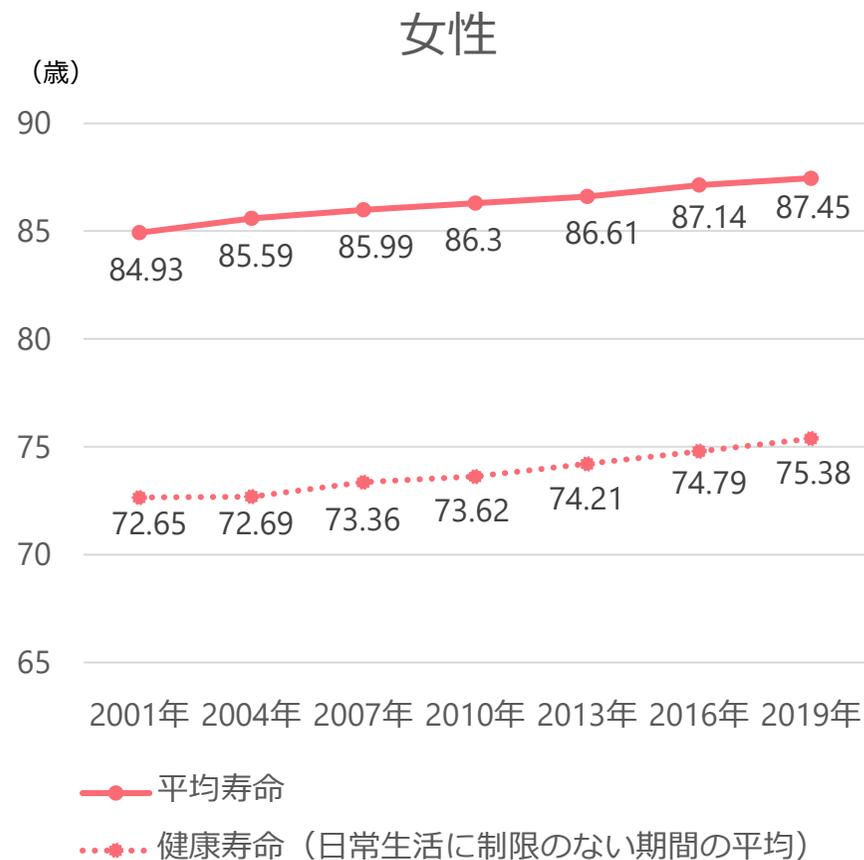
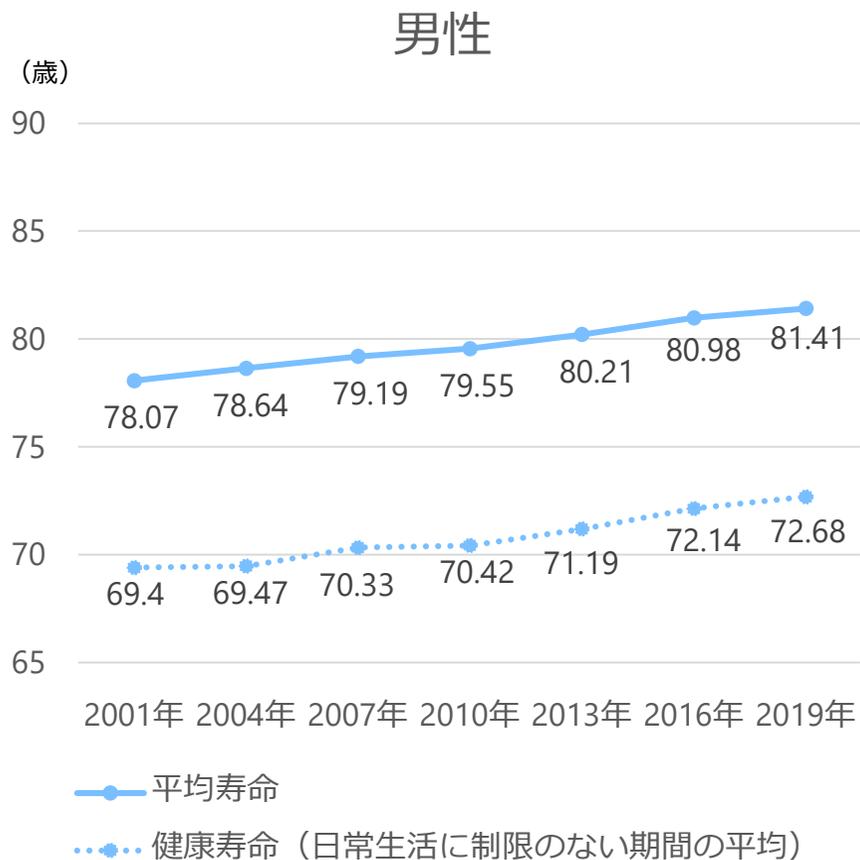
平均寿命、平均余命の推移

- 1960年（国民年金の創設期）以降、65歳時点の平均余命は男性で約8.4歳、女性で約10.8歳伸びている。
- 1985年（基礎年金の創設）以降、65歳時点の平均余命は男性で約4.5歳、女性で約6.0歳伸びている。



(出典)厚生労働省「簡易生命表」、「完全生命表」 ※ 平均余命は65歳時点としている。

平均寿命と健康寿命の推移



平均寿命：平成13年、16年、19年、25年、28年、令和元年は厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は厚生労働省「完全生命表」より作成
健康寿命：厚生労働省「簡易生命表」「人口動態統計」「国民生活基礎調査」、総務省「人口推計」より作成

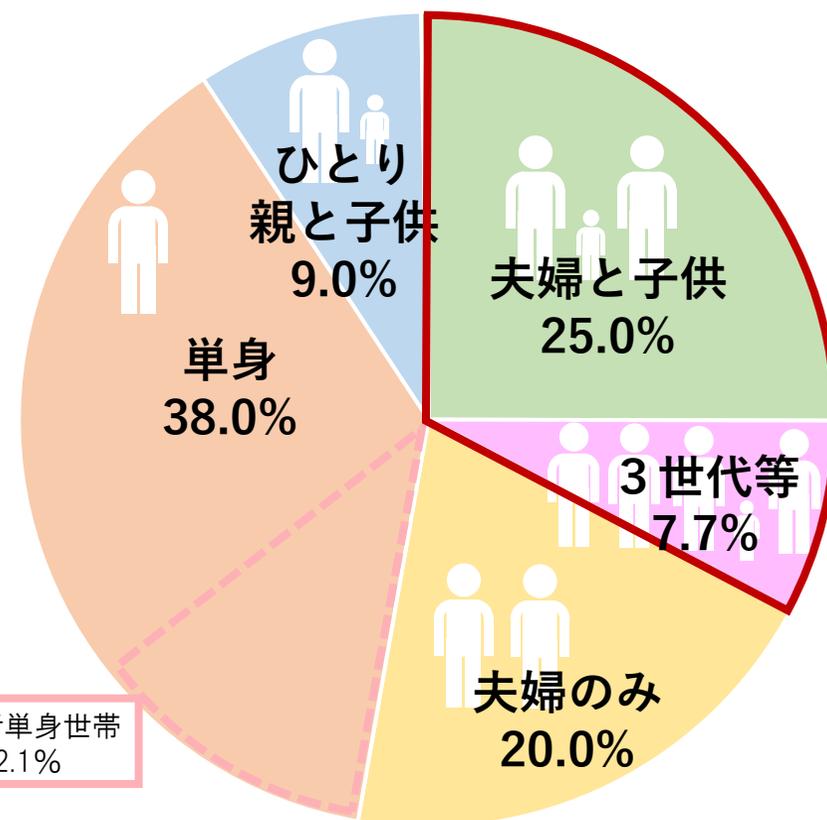
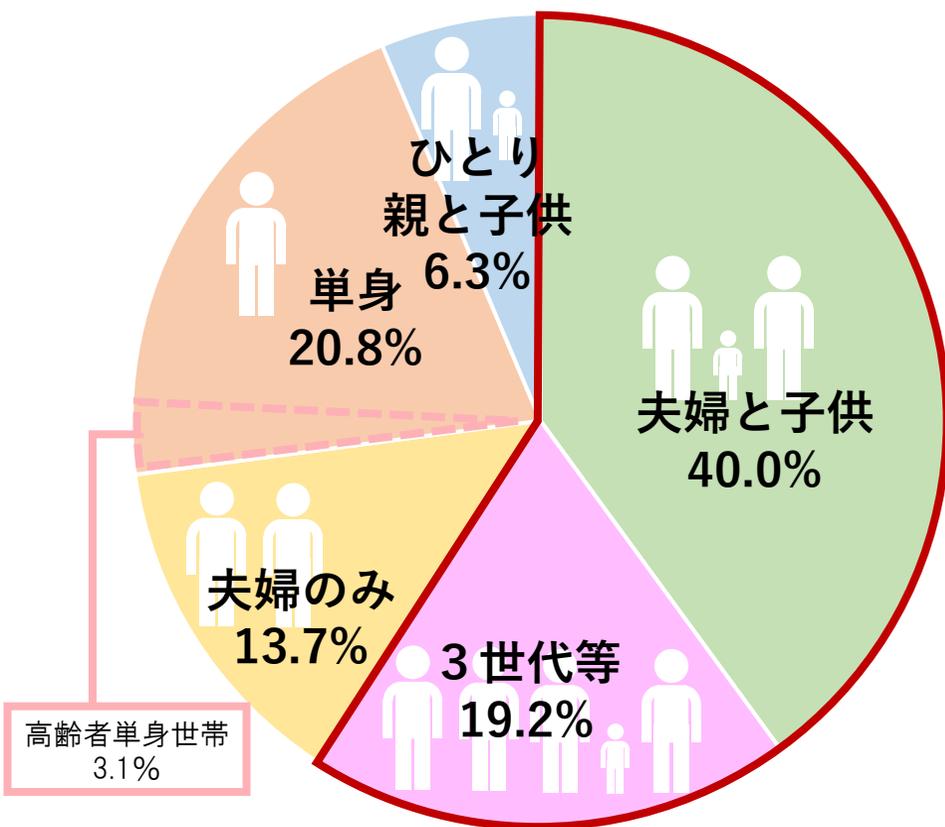
- 人口構造の変化
- 家族の姿の変化
- 働き方の変化
- 被保険者・受給者の状況
- 高齢期の働き方の変化

昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(家族類型)

昭和60(1985)年と令和2(2020)年を比較すると、世帯構成に大きな変化が見られる。

昭和60(1985)年

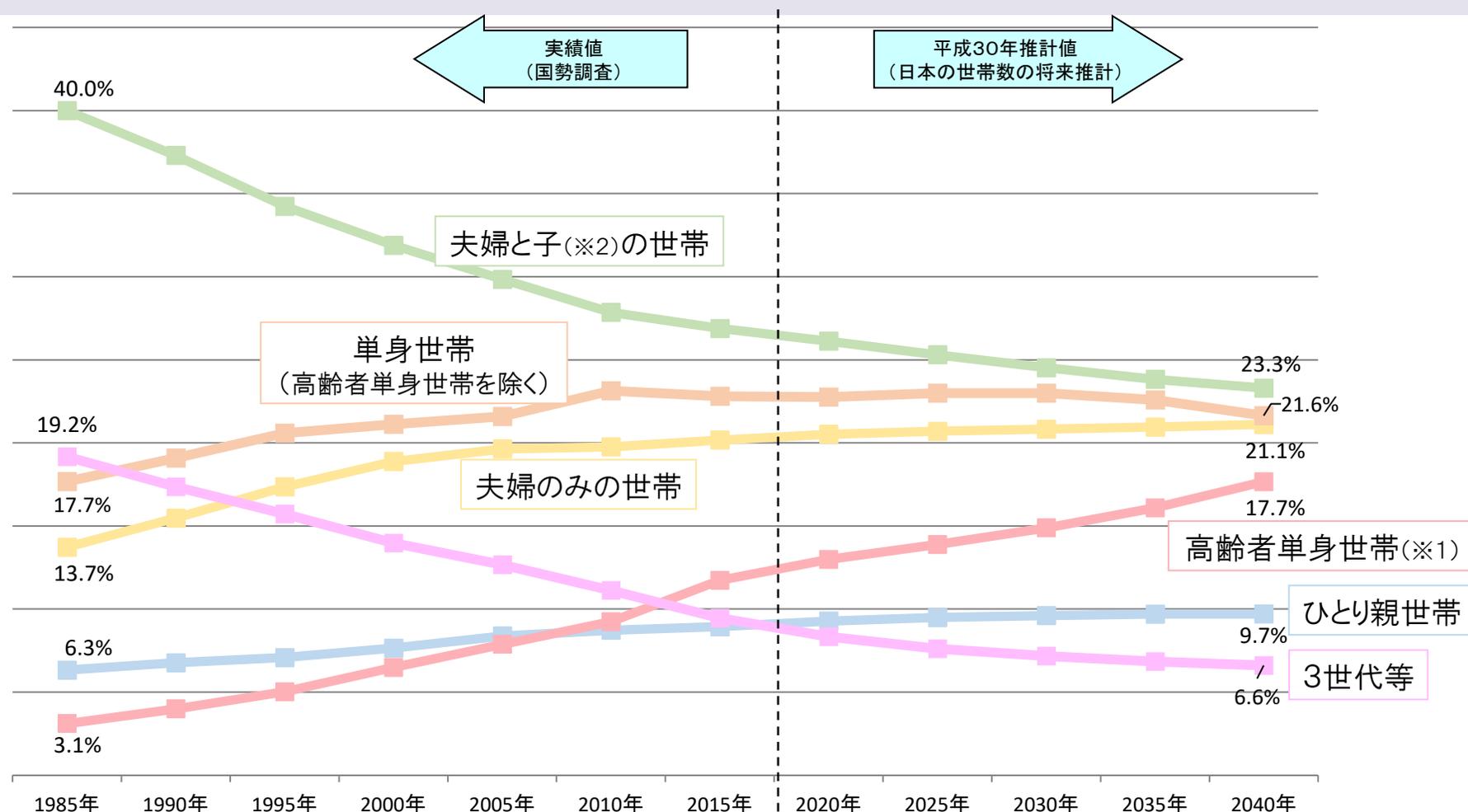
令和2(2020)年



(国勢調査より作成)

世帯構成の推移と見通し

- 夫婦と子の世帯や3世代等の世帯は、1985年時点では一般的だったものの、大きく減少している。
- 高齢者単身世帯やひとり親世帯については、今後とも増加が予想されている。



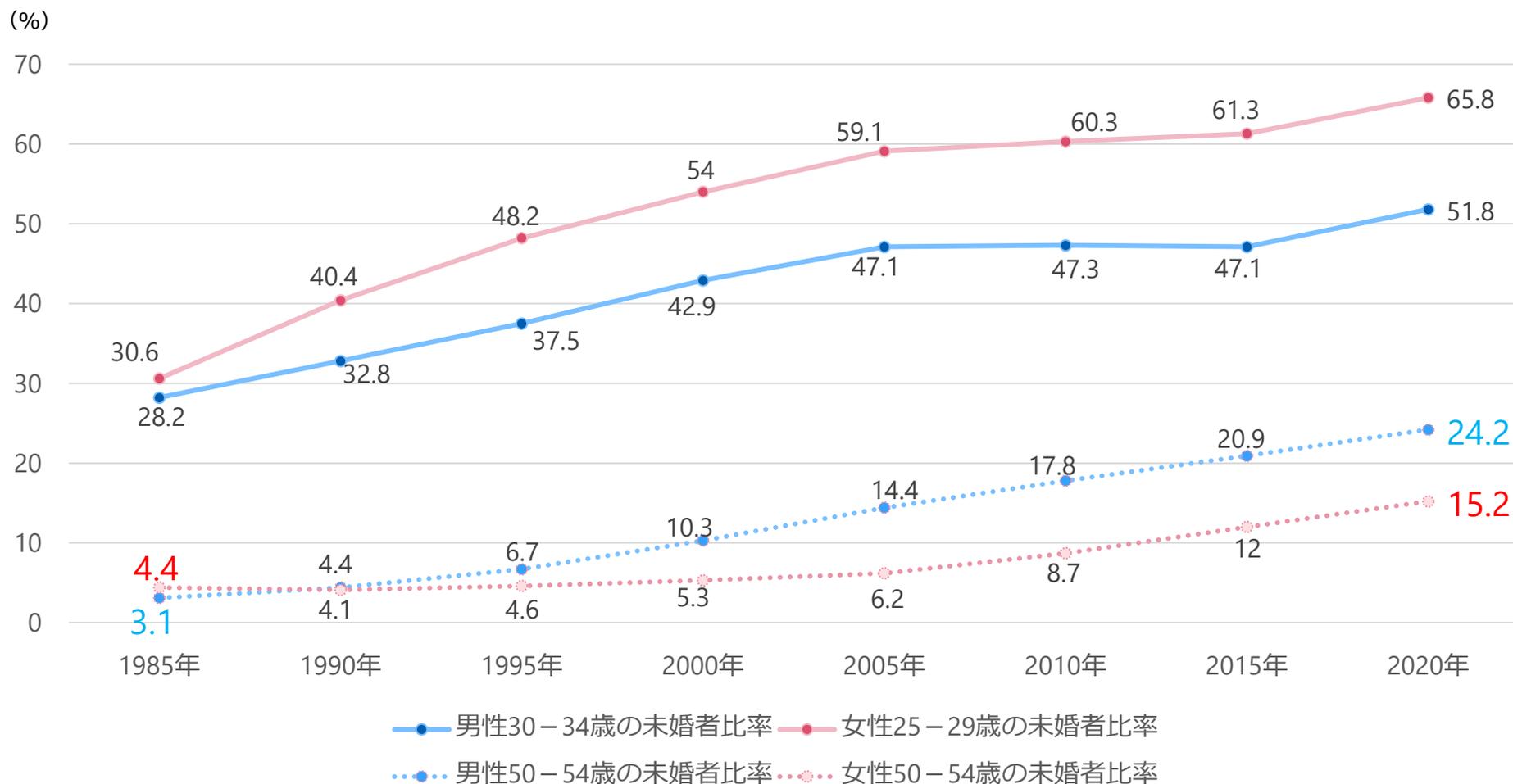
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

未婚割合の推移

○ 50－54歳の未婚率は、1985年から2020年までの35年で、男性で約7.8倍、女性で約3.5倍となっている。



(出典)総務省「国勢調査」

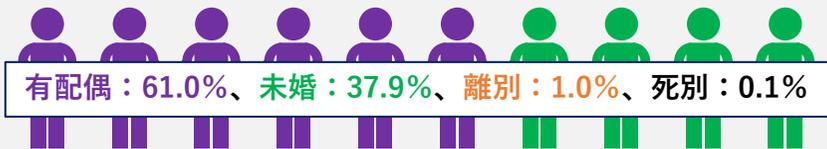
昭和60(1985)年と令和2(2020)年の比較(30歳・50歳時配偶状況)

昭和の時代は9割が50歳時点で配偶者がいたが、令和の時代は3割が配偶者がいない状態。

男性

昭和60(1985)年

【30歳時点】



【50歳時点】



令和2(2020)年

【30歳時点】



【50歳時点】



女性

昭和60(1985)年

【30歳時点】



【50歳時点】



令和2(2020)年

【30歳時点】



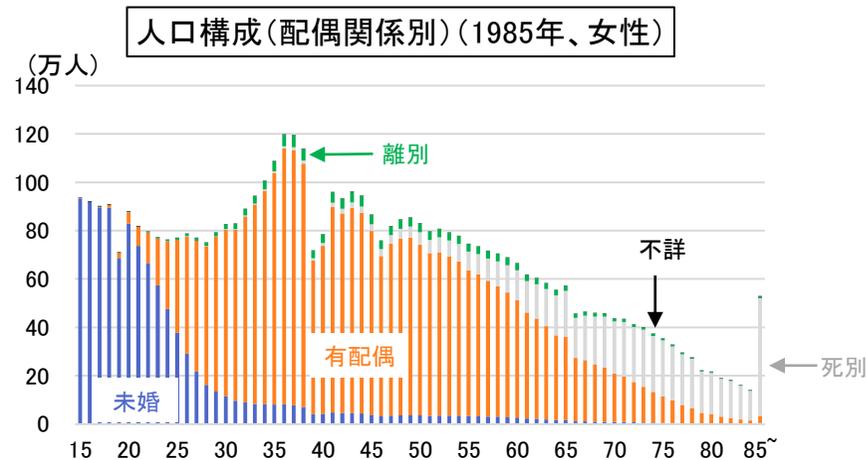
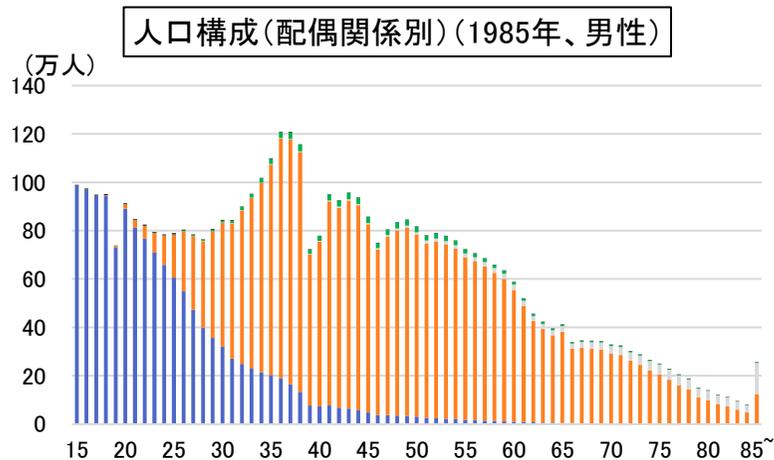
【50歳時点】



(国勢調査より作成)

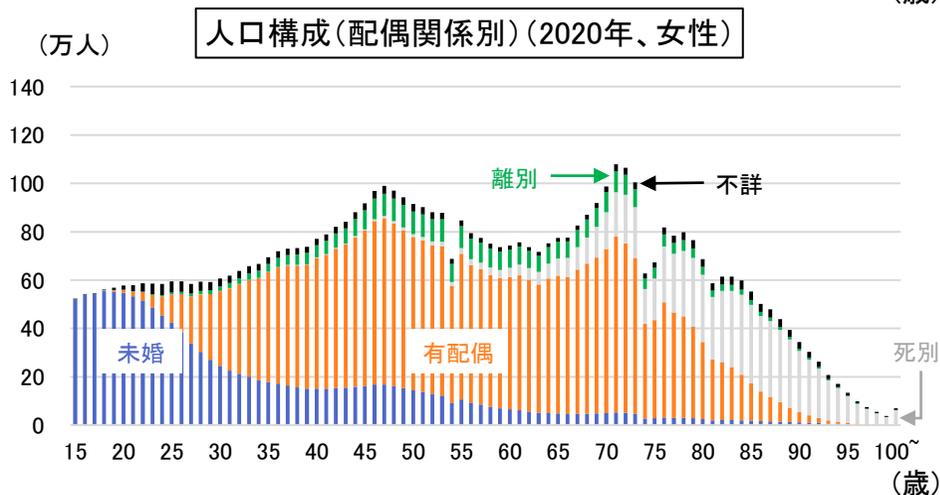
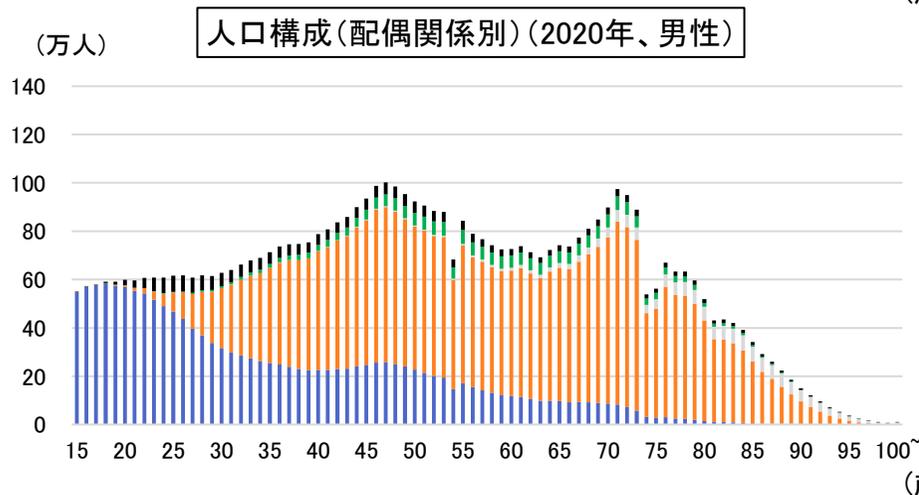
配偶関係別の人口構成（男女別）

- 1985年と比べると、2020年は、男女ともに中高年齢期における未婚と離別の人数が増加傾向。
- 50歳時点の未婚者数をみると、男性は3.0万人（1985年）から22.7万人（2020年）へ、女性は3.6万人（1985年）から14.5万人（2020年）へ、それぞれ増加している。



(歳)

(歳)



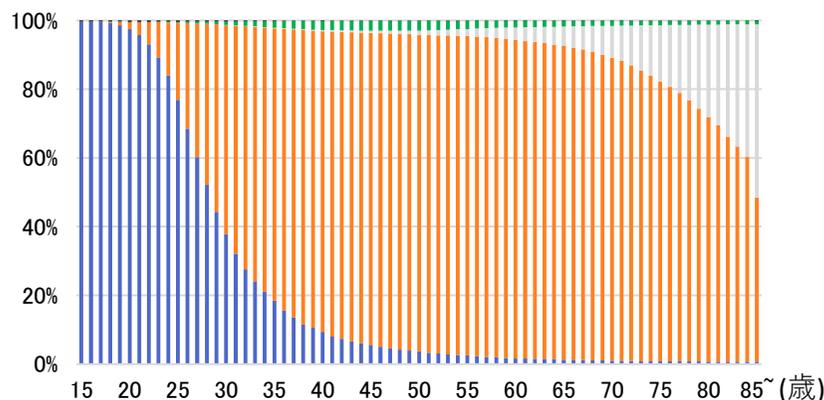
(歳)

(歳)

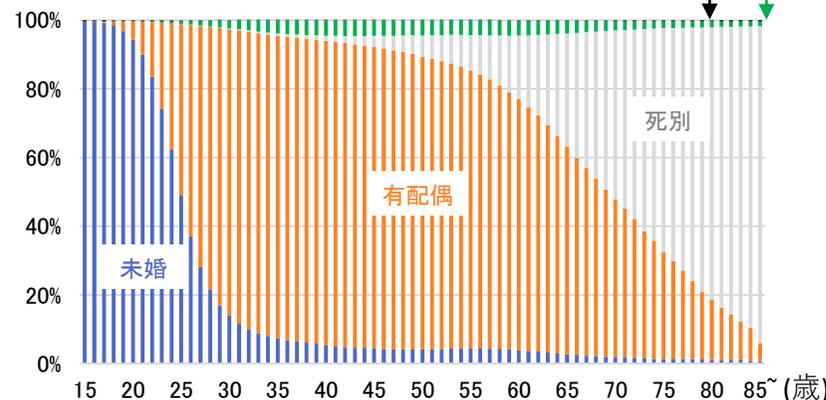
配偶関係別の人口構成比（男女別）

- 1985年と比べると、2020年は、男女ともに中高年齢期における未婚と離別の割合が上昇。
- 50歳時点の未婚割合をみると、男性は3.7%（1985年）から24.6%（2020年）へ、女性は4.3%（1985年）から15.8%（2020年）へ、それぞれ上昇している。

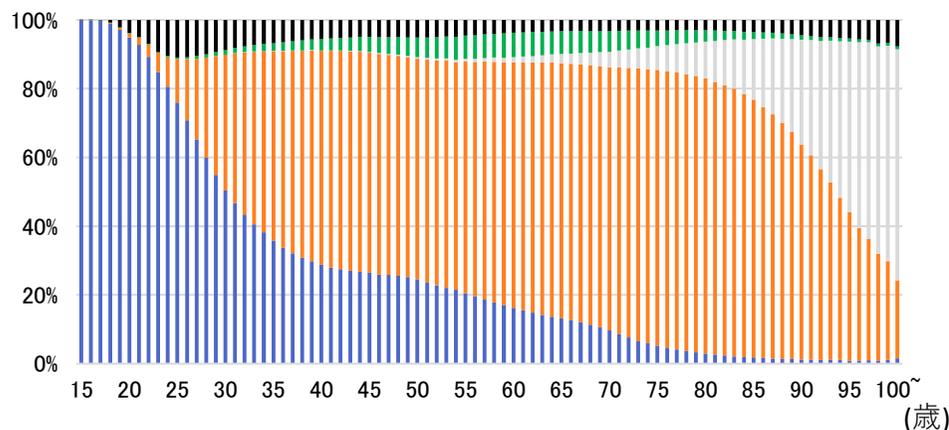
人口構成比(配偶関係別)(1985年、男性)



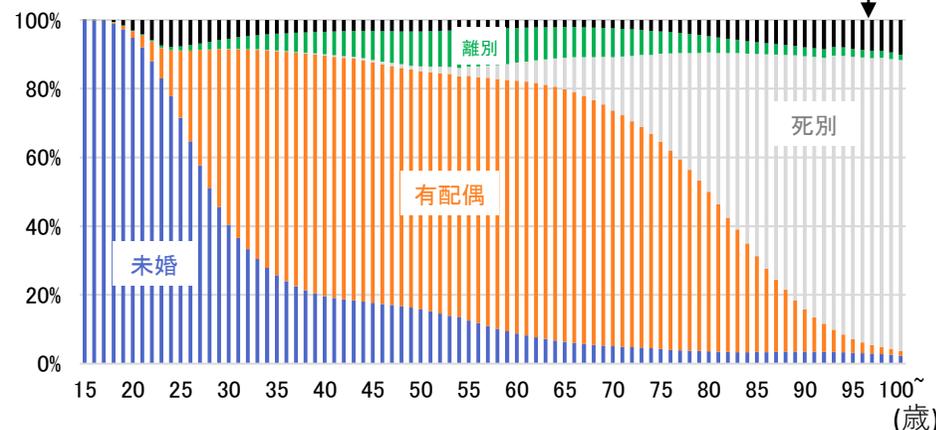
人口構成比(配偶関係別)(1985年、女性)



人口構成比(配偶関係別)(2020年、男性)



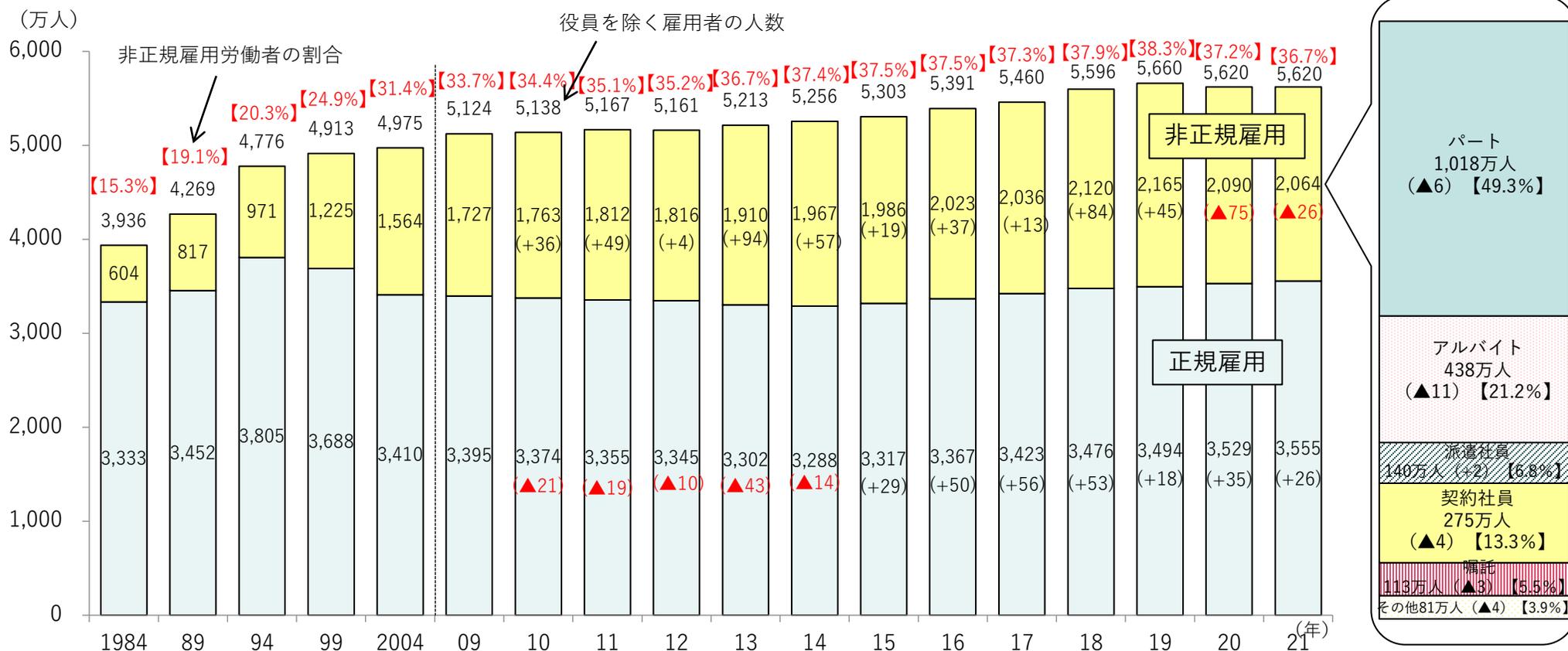
人口構成比(配偶関係別)(2020年、女性)



- 人口構造の変化
- 家族の姿の変化
- 働き方の変化
- 被保険者・受給者の状況
- 高齢期の働き方の変化

正規雇用と非正規雇用労働者の推移

- 正規雇用労働者は3,555万人（2021年平均。以下同じ）。対前年比で**7年連続の増加**（+26万人）。
- 非正規雇用労働者は2,064万人。2010年以降対前年比で増加が続いてきたが、**2020年以降は減少**（-26万人）。
- 役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は**36.7%**。前年に比べ0.5ポイントの低下。



(資料出所) 1999年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、2004年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

(注) 1) 2009年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

2) 2010年から2016年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）への切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

3) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（2015年国勢調査基準）。

4) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

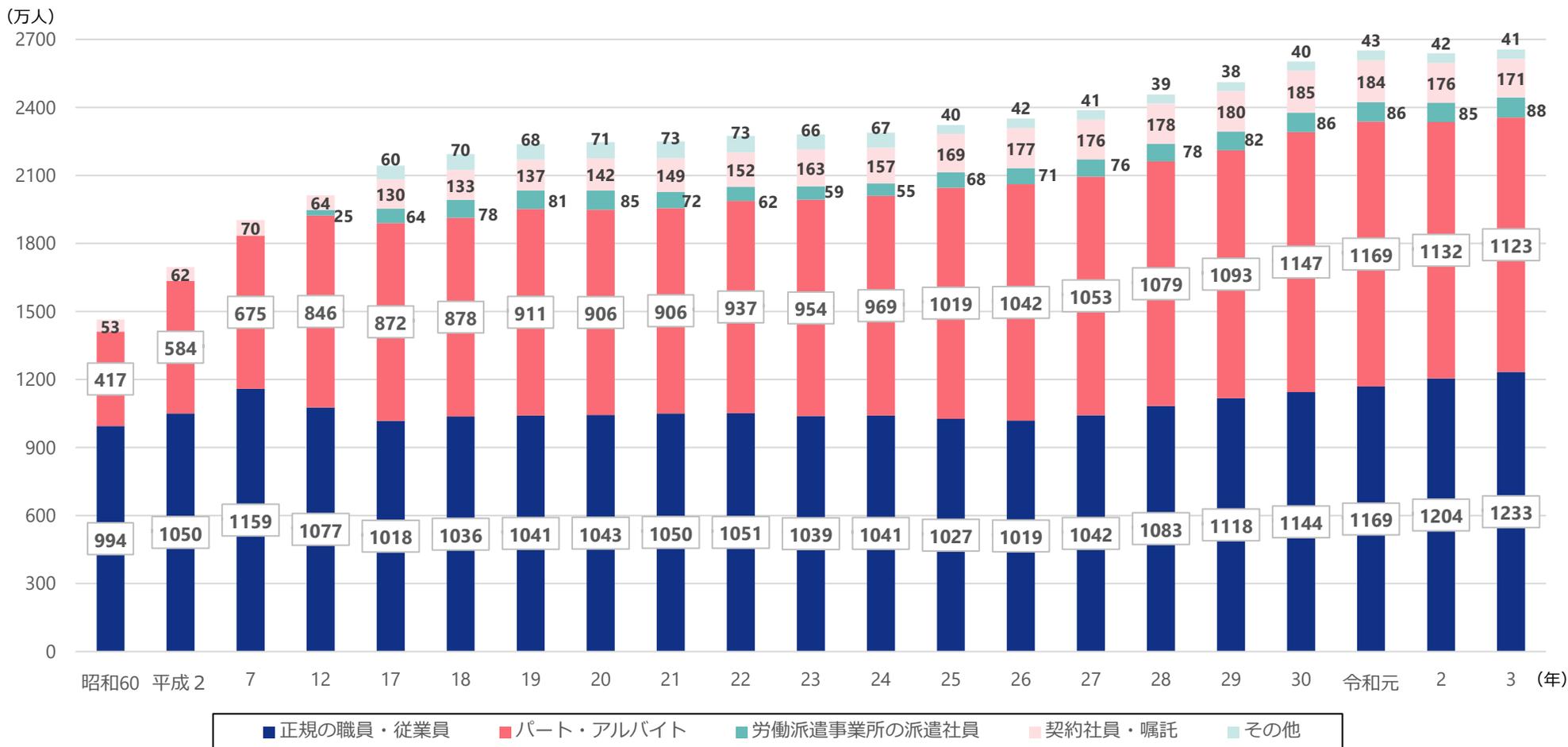
5) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

6) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

7) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

雇用形態別就労者数の推移（女性）

○ 正規職員の数は横ばいの一方、パート・アルバイトの数は昭和60年に比べ約706万人増加。



出典：総務省「労働力調査特別調査」（昭和60～平成12年、各年2月）、「労働力調査（詳細集計）」（平成17～令和3年、年平均）

注）1. 労働力調査では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、平成23年の数値は補完的に推計した値(平成22年国勢調査基準)である。

2. 24年平均から算出の基礎となる人口を平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切り替えた。

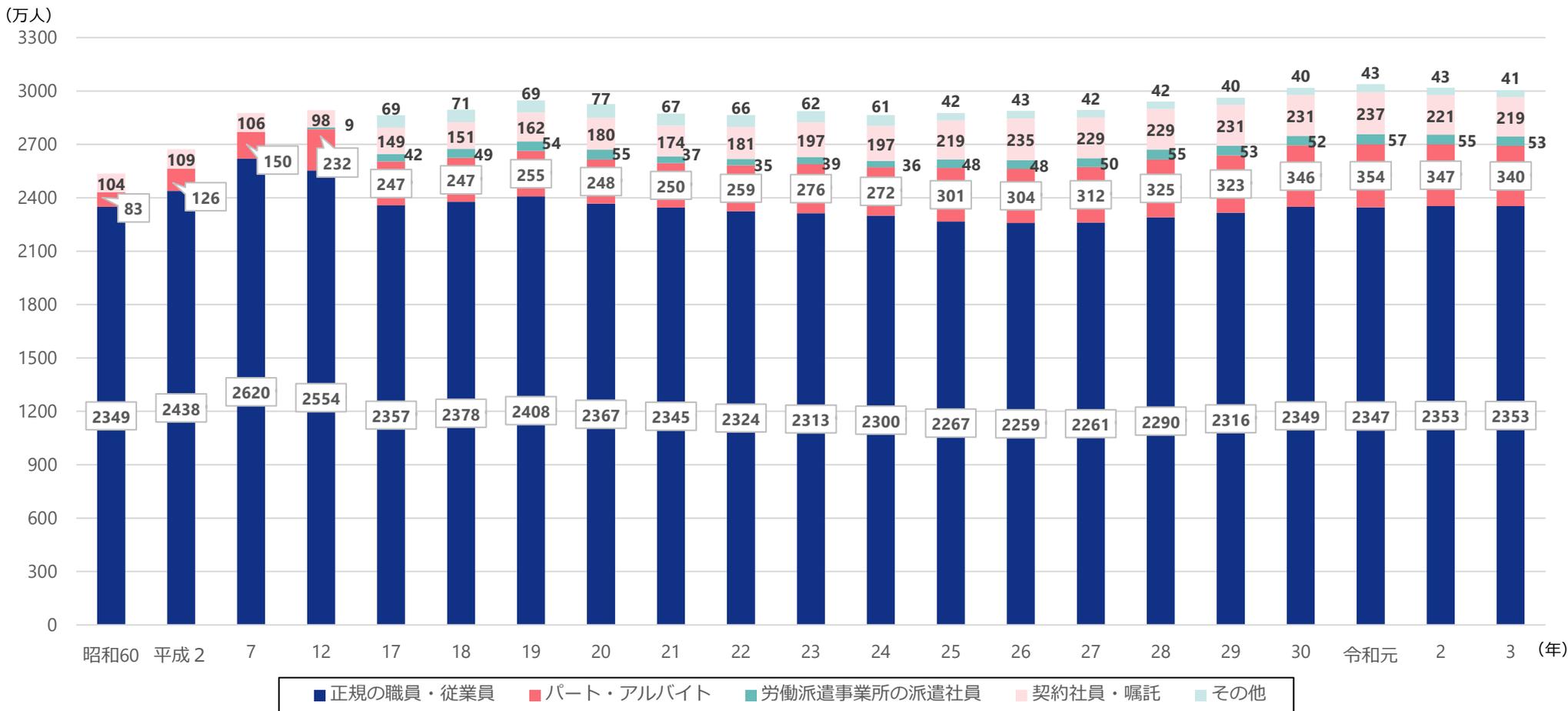
この切替えに伴う変動（全国の15歳以上人口で約69万人の増加）を考慮し、平成17年から平成22年までの数値について、平成24年以降の結果と接続させるため、時系列接続用数値（平成22年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの）に置き換えて掲載した（比率は除く。）。

3. 平成13年以前の分類は、「嘱託・その他」（平成13年は「その他（嘱託など）」）。平成13年から、分類が「契約社員・嘱託」と「その他」に分割された。

4. 労働力調査の改正により、平成14年1月から従来の労働力調査特別調査は、年平均の労働力調査（詳細集計）として公表されることとなったため、時系列比較には注意を要する。

雇用形態別就労者数の推移（男性）

○ 正規職員の数は横ばいである一方で、パート・アルバイトの数は昭和60年に比べ237万人増加（約4倍）。

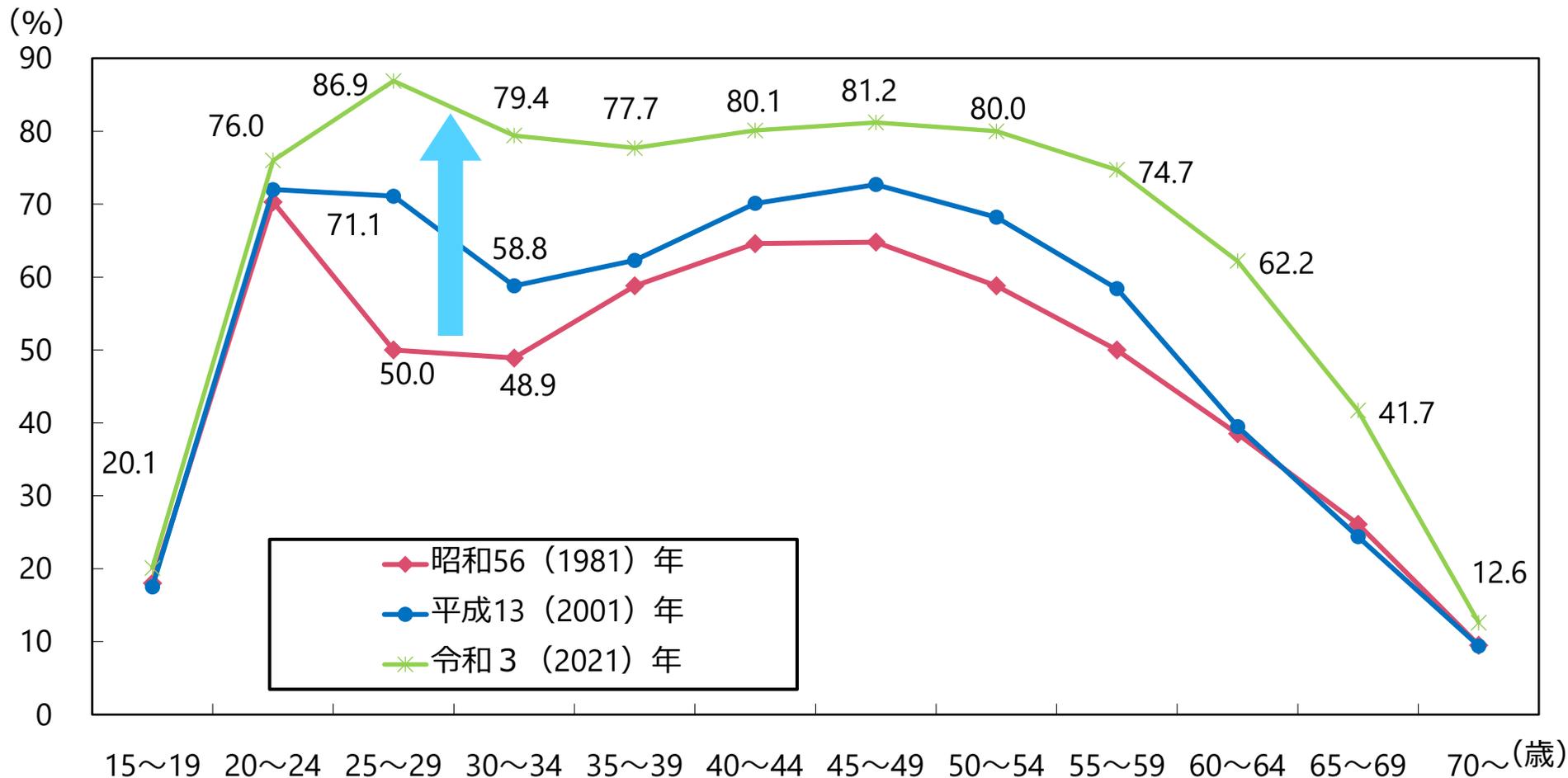


出典：総務省「労働力調査特別調査」（昭和60～平成12年、各年2月）、「労働力調査（詳細集計）」（平成17～令和3年、年平均）

- 労働力調査では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、平成23年の数値は補完的に推計した値(平成22年国勢調査基準)である。
- 24年平均から算出の基礎となる人口を平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切り替えた。
この切替えに伴う変動（全国の15歳以上人口で約69万人の増加）を考慮し、平成17年から平成22年までの数値について、平成24年以降の結果と接続させるため、時系列接続用数値（平成22年国勢調査の確定人口による補正ないし遡及を行ったもの）に置き換えて掲載した（比率は除く。）。
- 平成13年以前の分類は、「嘱託・その他」（平成13年は「その他（嘱託など）」）。平成13年から、分類が「契約社員・嘱託」と「その他」に分割された。
- 労働力調査の改正により、平成14年1月から従来の労働力調査特別調査は、年平均の労働力調査（詳細集計）として公表されることとなったため、時系列比較には注意を要する。

女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移

○ 1981年からの30年間でM字カーブは大幅に改善。



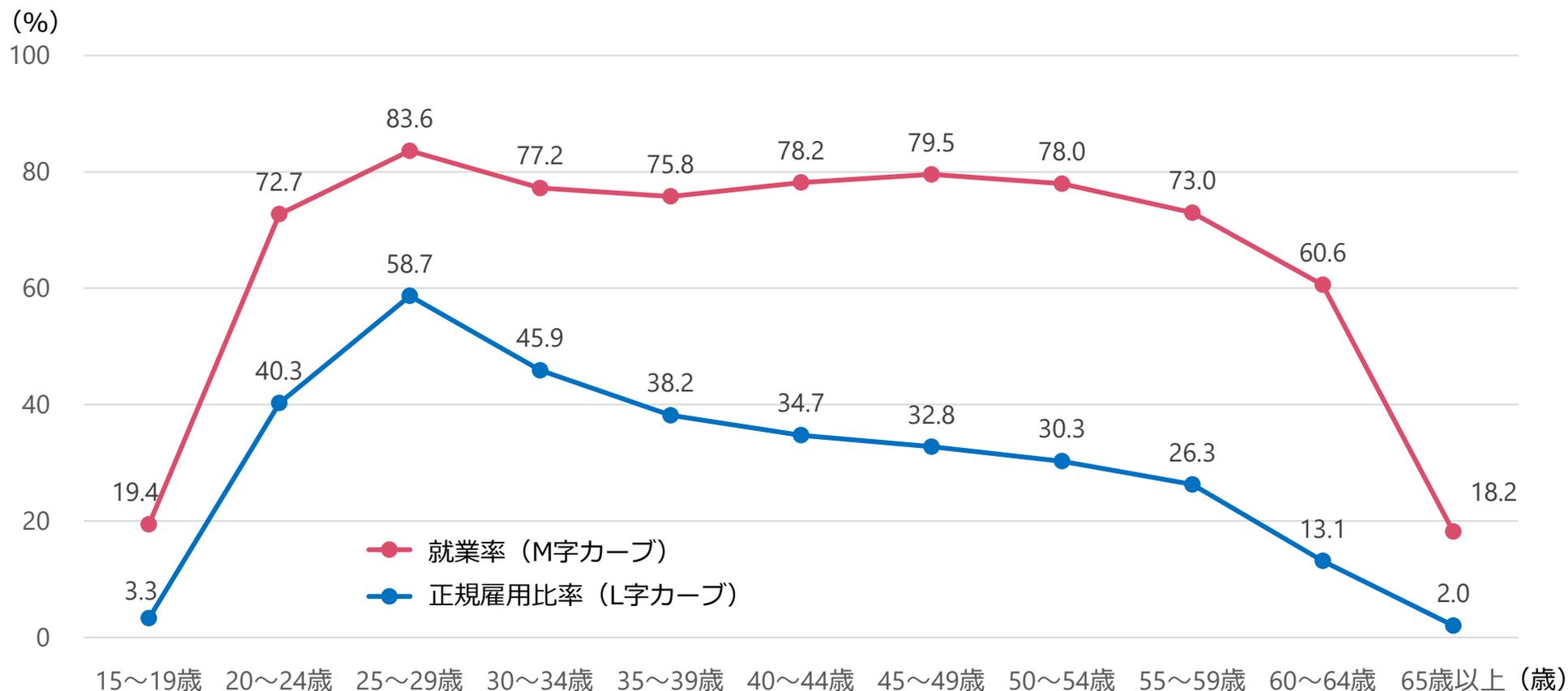
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

(出典) 男女共同参画白書 令和4年版

女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（令和3（2021）年）

○ 30歳以降の年齢層において正規雇用比率が減少している（L字カーブ）。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

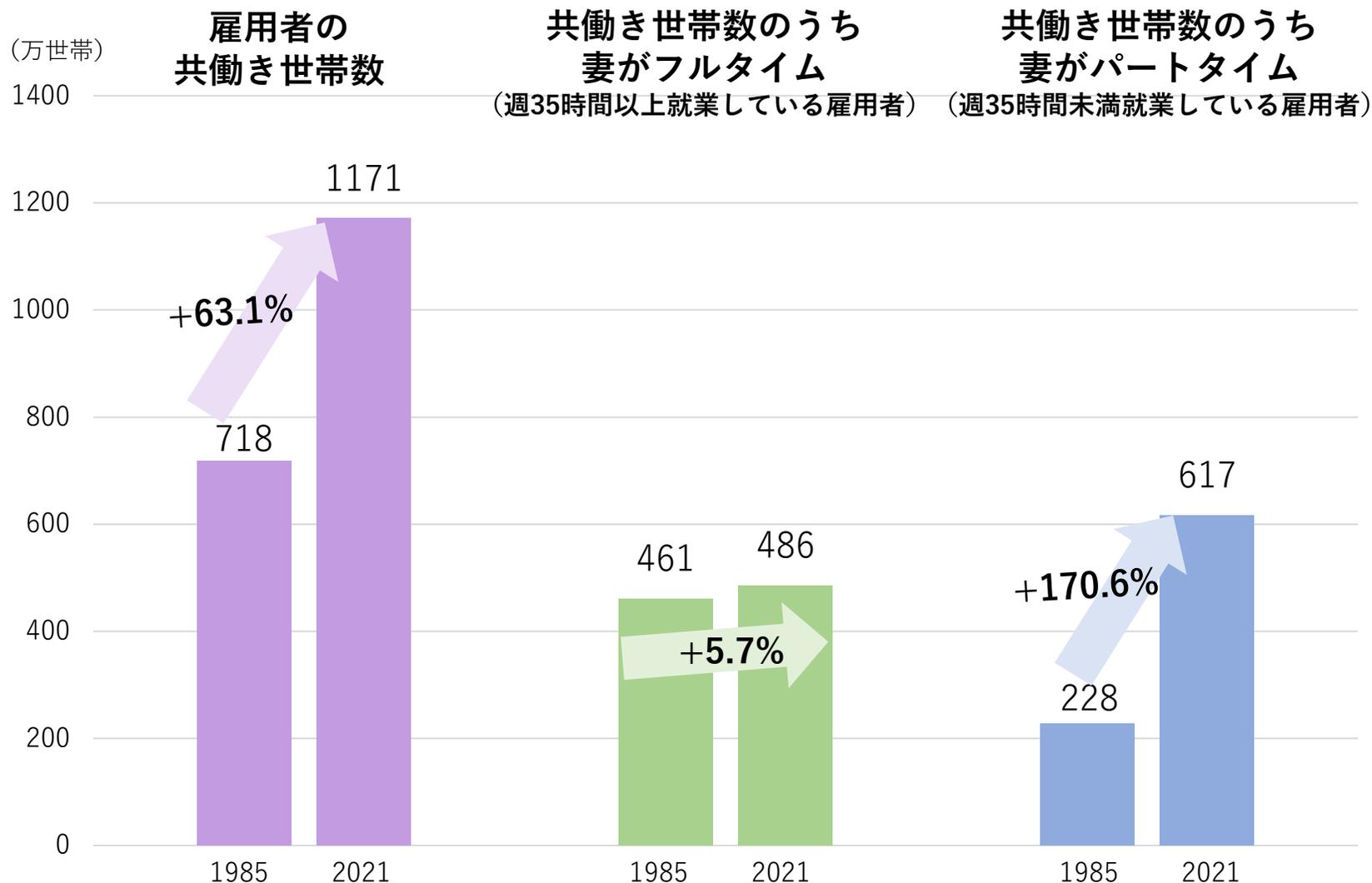
2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。

3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

(出典) 男女共同参画白書 令和4年版

昭和60(1985)年と令和3(2021)年の比較(雇用者の共働き世帯数(妻が64歳以下の世帯))

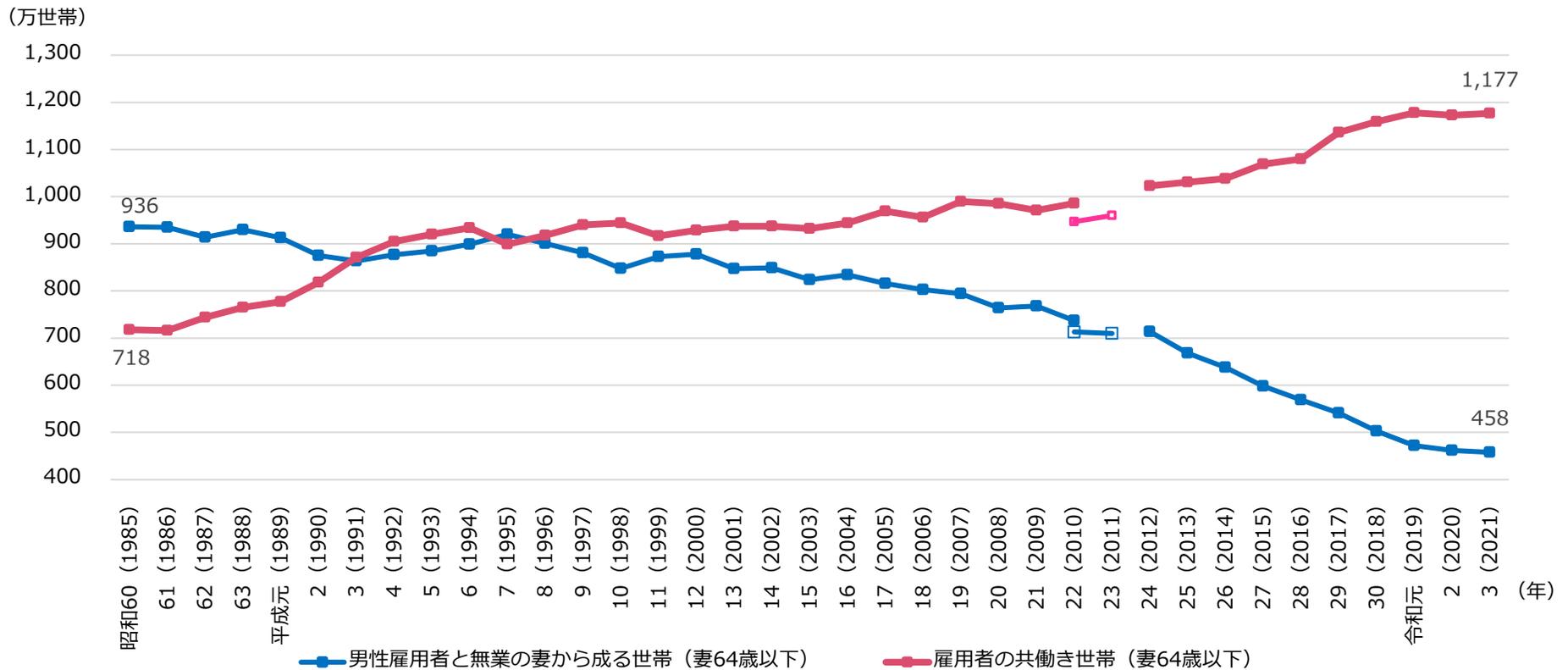
共働き世帯数の増加の大部分は、妻がパートの共働き世帯数の増加によるもの。
妻がフルタイムの共働き世帯数は横ばい。



(昭和60年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、令和3年は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成)

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

○ 専業主婦世帯が減少する一方で、共働き世帯は増加。



(備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。

平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。

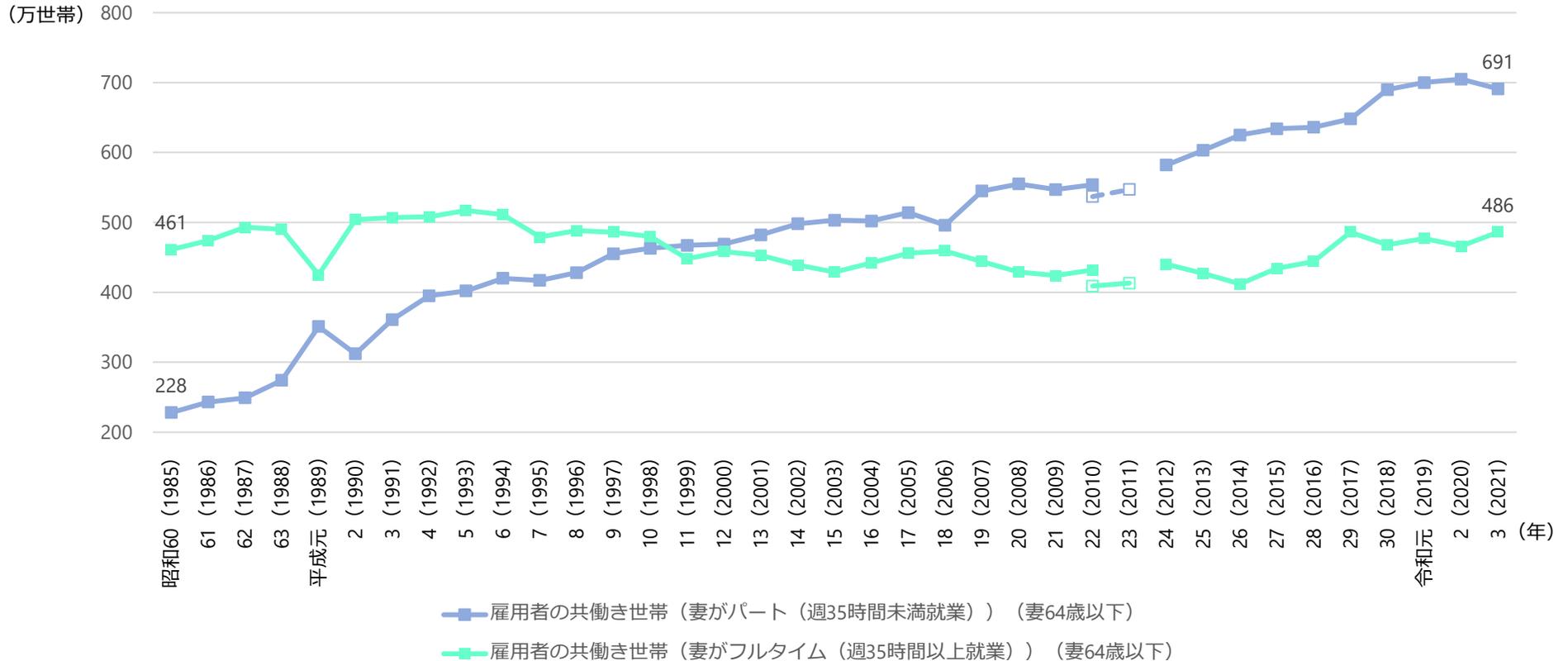
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。

4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(出典) 男女共同参画白書 令和4年版

共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

- 妻がパートである共働き世帯数の増加が顕著である。
- 妻がフルタイムである共働き世帯数も、近年上昇傾向にある。

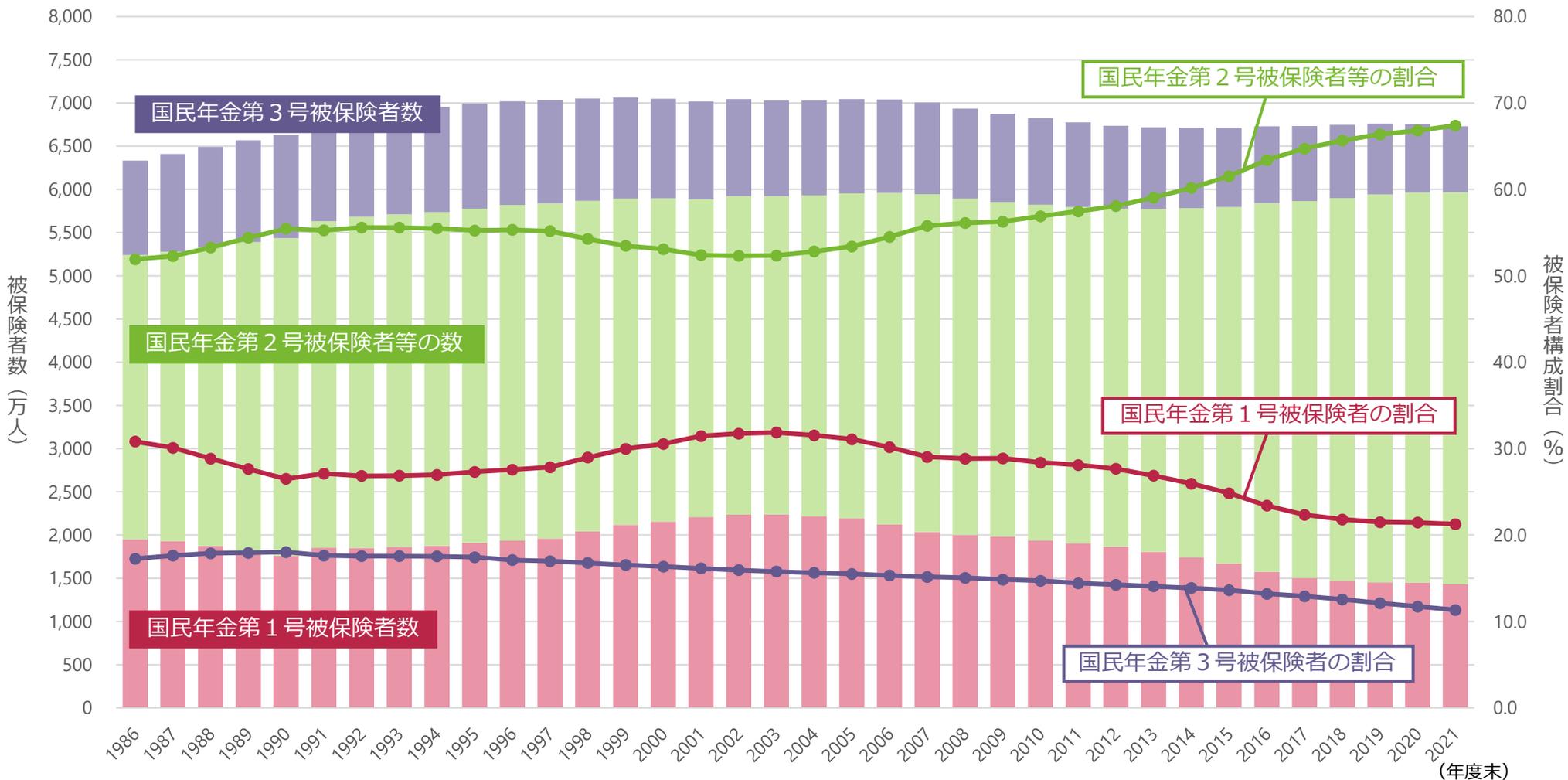


(備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

- 人口構造の変化
- 家族の姿の変化
- 女性の働き方の変化
- 被保険者・受給者の状況
- 高齢期の働き方の変化

公的年金被保険者数の推移

○ 第2号被保険者が増加する一方、第1号・第3号被保険者は減少傾向。



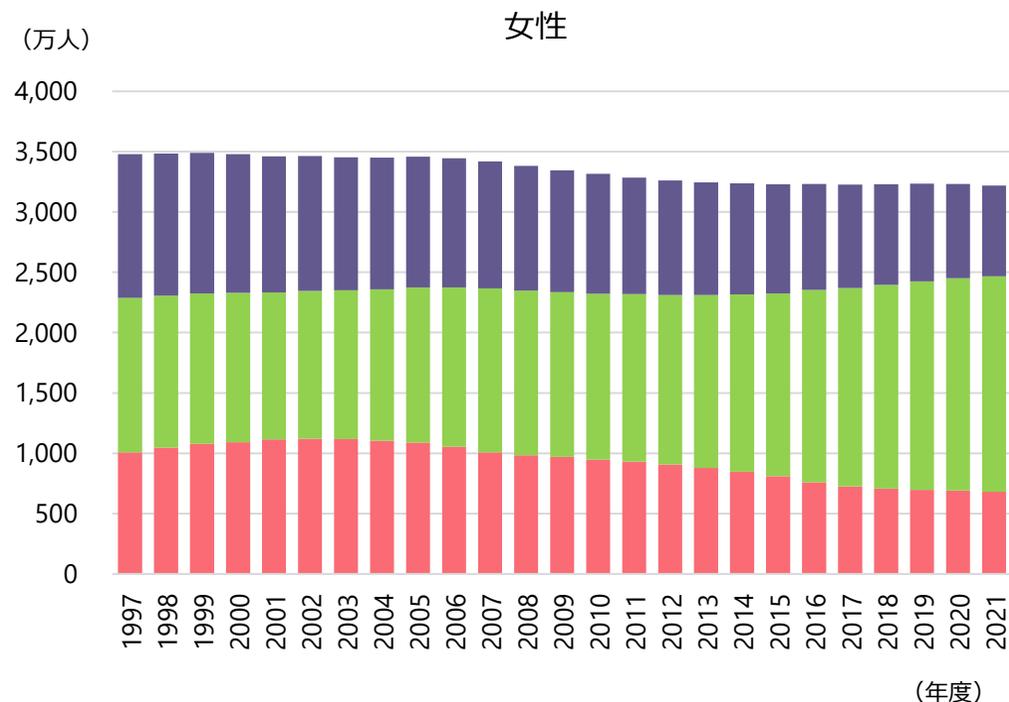
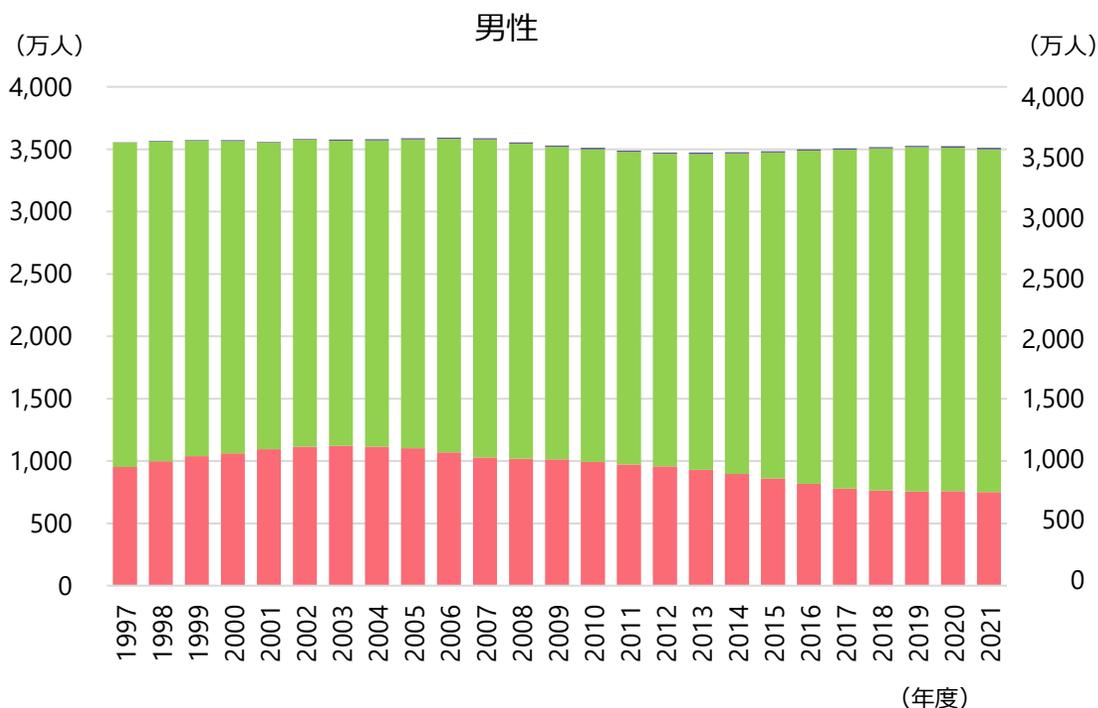
出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

(注1) 国民年金第1号被保険者には任意加入を含む。

(注2) 国民年金第2号被保険者等には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

公的年金被保険者数の推移（男女別）

- 第3号被保険者は女性が大半を占めており、約1200万人から約800万人へと2 / 3程度に減少。
- 一方で、第2号被保険者は着実に増加し、2021年度時点で約1800万人。



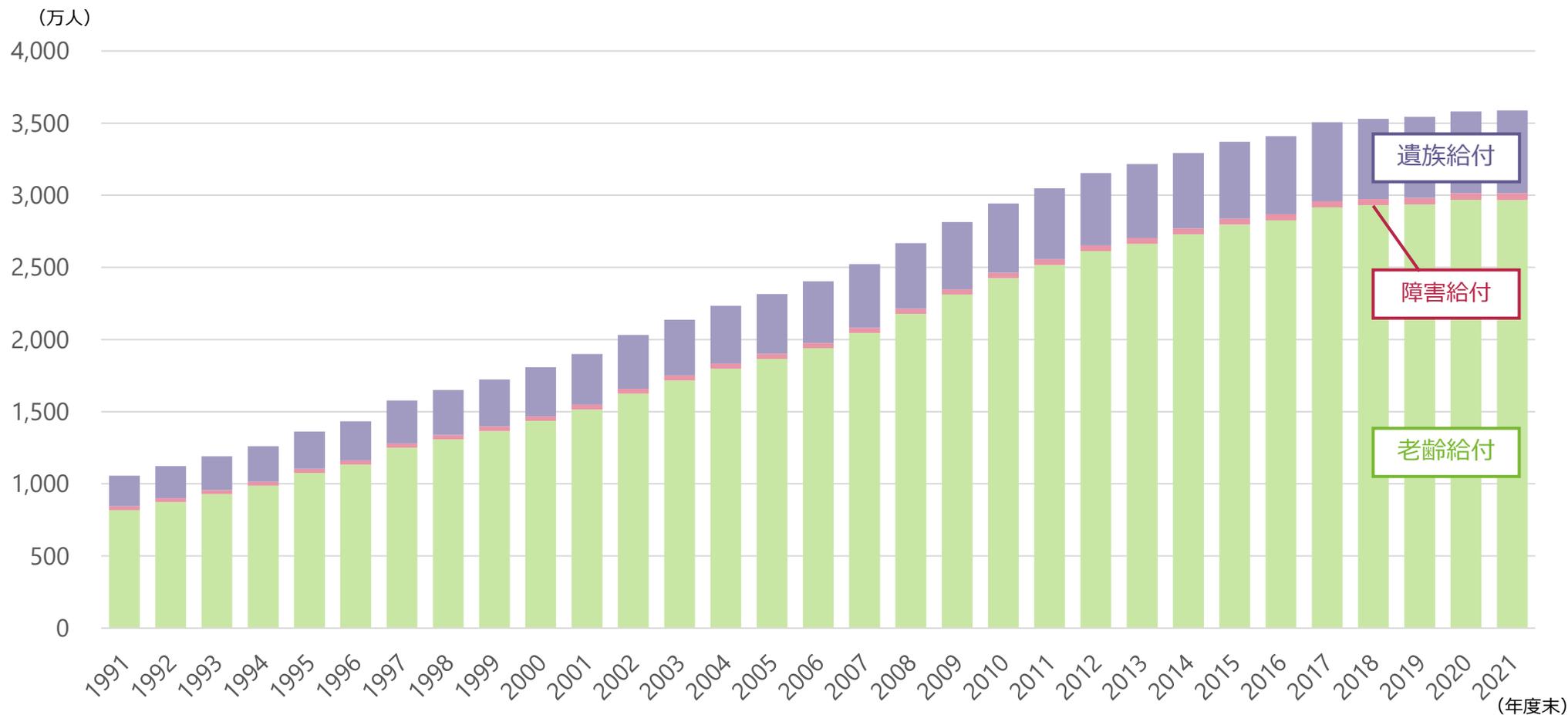
出所：年金数理部会「公的年金財政状況報告—令和2(2020)年度—」及び「令和3年度財政状況について」各実施機関から報告を基に作成。

(注1) 厚生年金被保険者とは、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の組合員を含む厚生年金保険全体の被保険者数である。

(注2) 国民年金第1号被保険者には任意加入を含む。

厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移

○ 老齢給付の受給者数は約3倍、遺族給付については約5倍に増加。



出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

(注1) 2014年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。2015年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(2015年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。ただし、1996年度以前は旧三共済組合分を含まず、2001年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

(注2) 「老齢給付」には通算老齢年金を含む。また、「遺族給付」には通算遺族年金を含む。

厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

○ 給付総額については、増加傾向が続いていたものの、2012年をピークに直近は横ばい。



出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

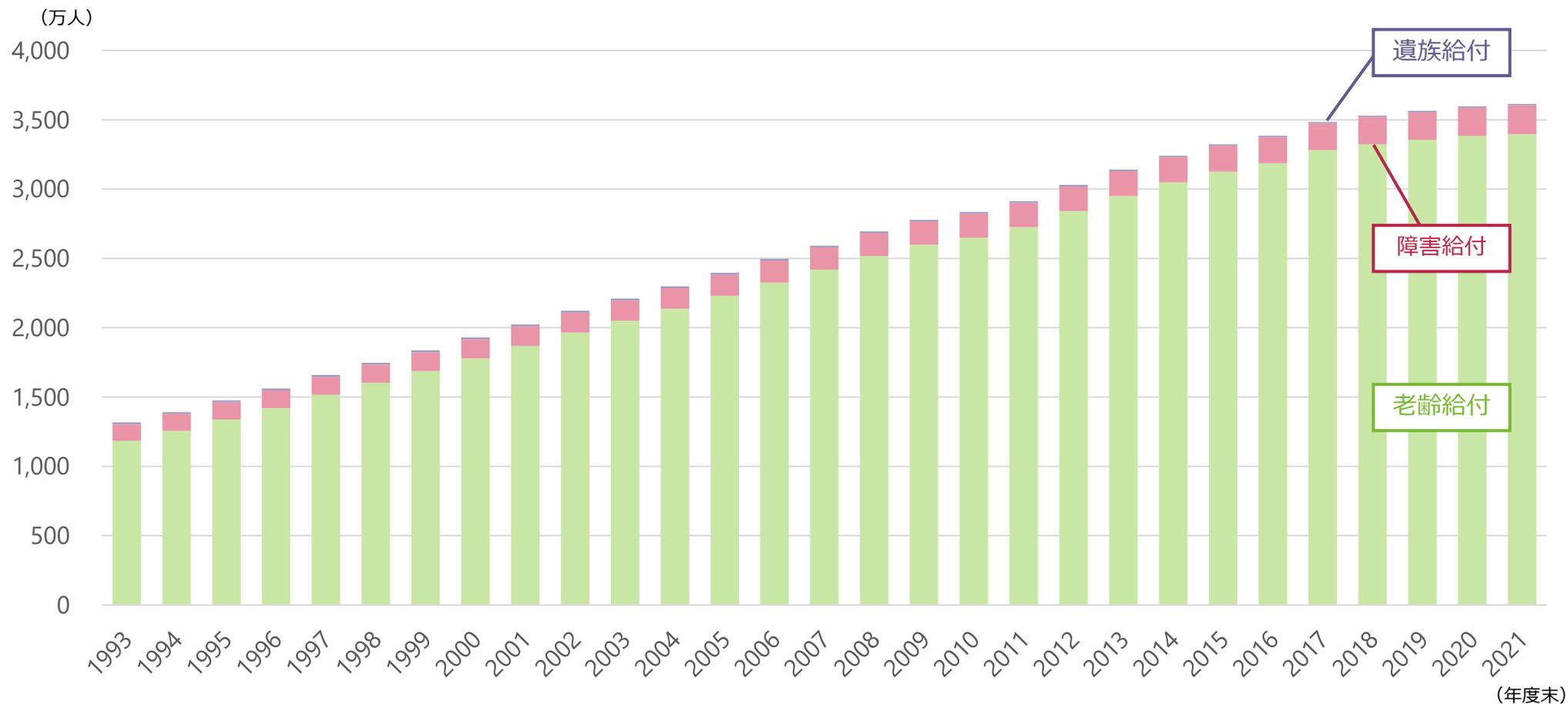
(注1) 2014年度以前は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。2015年度以降は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、2015年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び2015年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る年金総額を、2015年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(2015年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。ただし、1996年度以前は旧三共済組合分を含まず、2001年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

(注2) 年金総額には基礎年金額を含まない。

(注3) 「老齢給付II」には通算老齢年金を含む。また、「遺族給付II」には通算遺族年金を含む。

国民（基礎）年金 受給者数の推移

○ 国民（基礎）年金については、老齢給付の受給者数は2倍以上に増加。



出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

(注1) 旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(注2) 「老齢給付」には通算老齢年金を含む。

国民（基礎）年金 受給者年金総額の推移

○ 国民（基礎）年金については、4倍以上に増加し、約22.5兆円に達している。



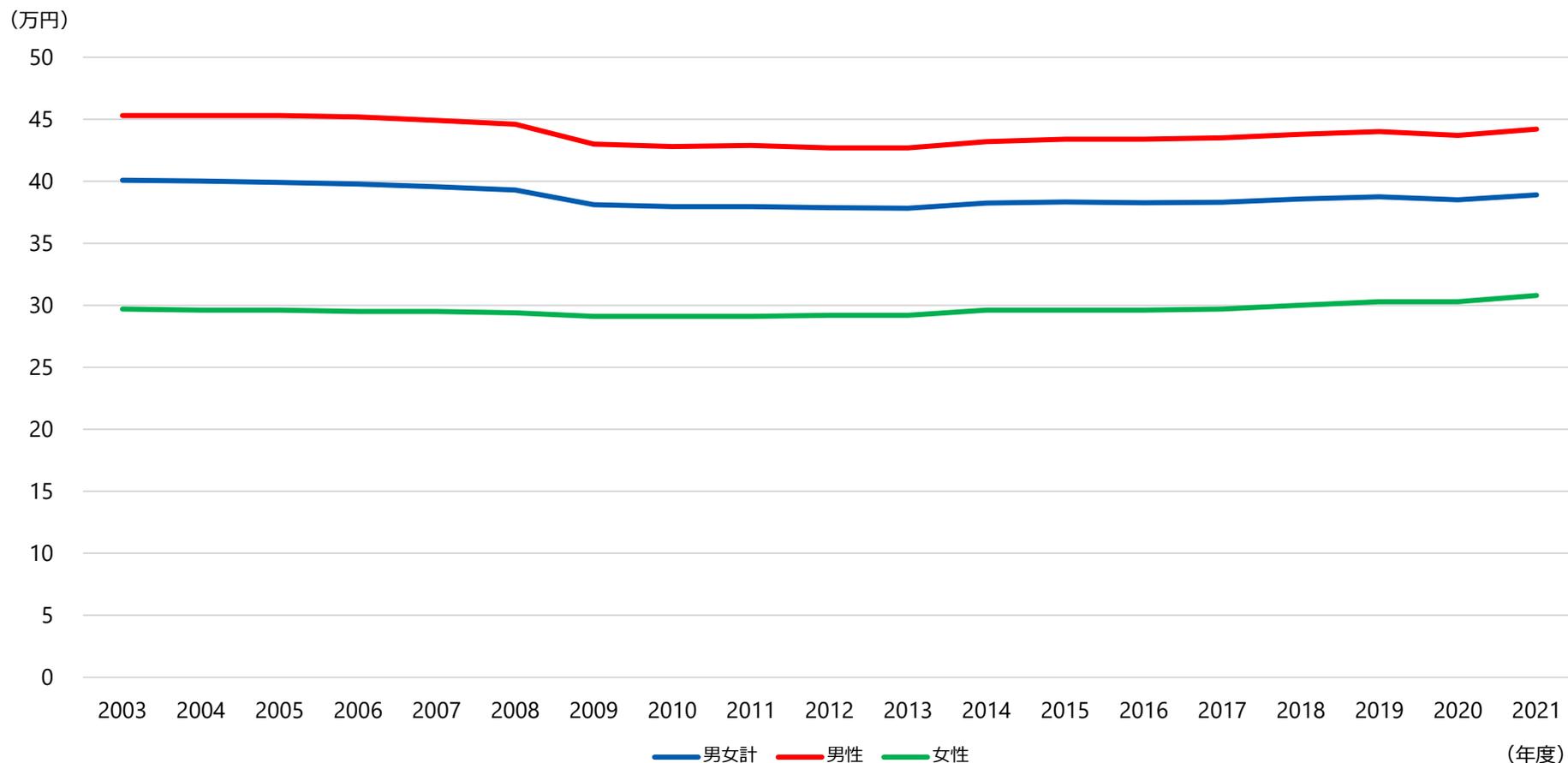
出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

(注1)旧法国民年金受給者と新法基礎年金受給者の年金総額の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(注2)「老齢給付」には通算老齢年金を含む。

第2号被保険者1人当たり標準報酬額の推移（総報酬ベース・月額換算）

- 1人当たり標準報酬額は男女ともに概ね横ばいで、一定の男女差が見られる。



出所：年金数理部会「公的年金財政状況報告－令和2(2020)年度－」及び「令和3年度財政状況について」各実施機関から報告を基に作成。

(注1) 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度を含む厚生年金保険全体の標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。

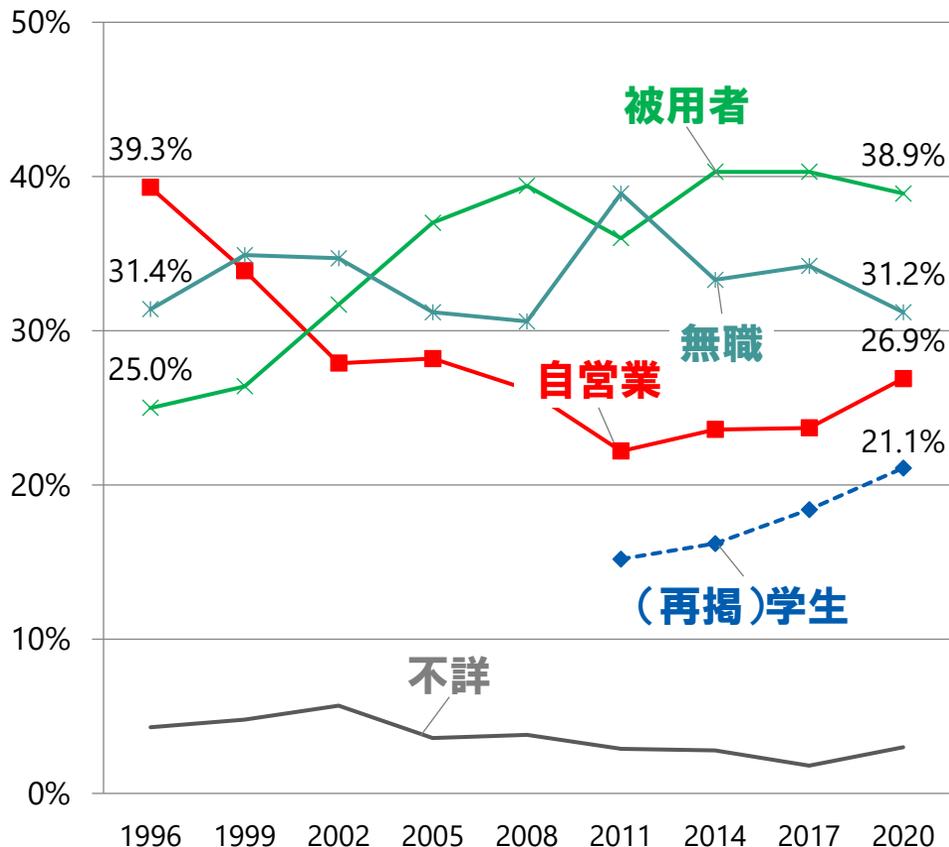
なお、2015年9月までの地方公務員共済組合の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

(注2) 2003年度以降は総報酬制へ移行している。

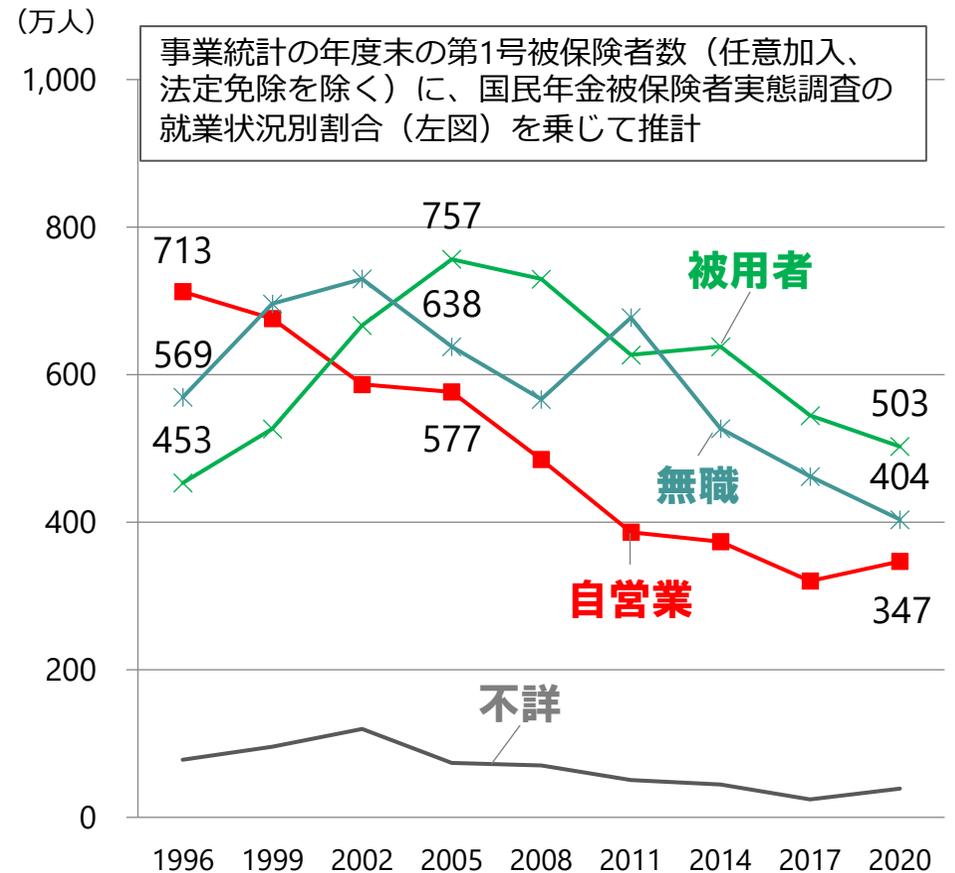
第1号被保険者の就業状況

- 第1号被保険者のうち自営業の割合は低下傾向。2000年代以降、被用者や無職より少ない。
- 第1号被保険者の就業状況別の人数を推計したところ、2005年以降、被用者数は減少傾向にあるものの自営業、無職も減少傾向にあり、割合で見れば被用者は高い水準を維持している。

第1号被保険者の就業状況【構成割合】



第1号被保険者の就業状況【人数の推計】

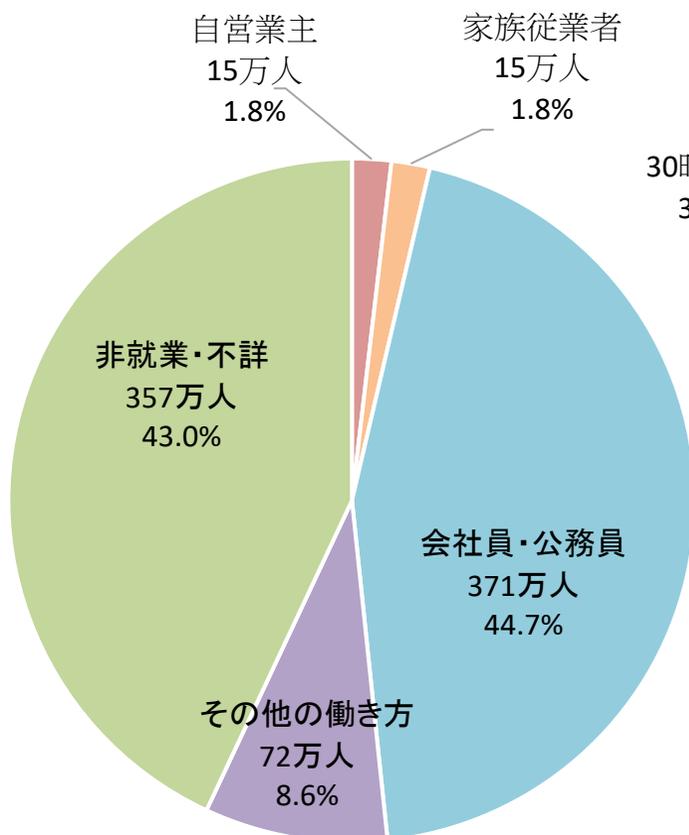


※「自営業」は自営業主、家族従業者の計、「被用者」は常用雇用、パート・アルバイト・臨時の計

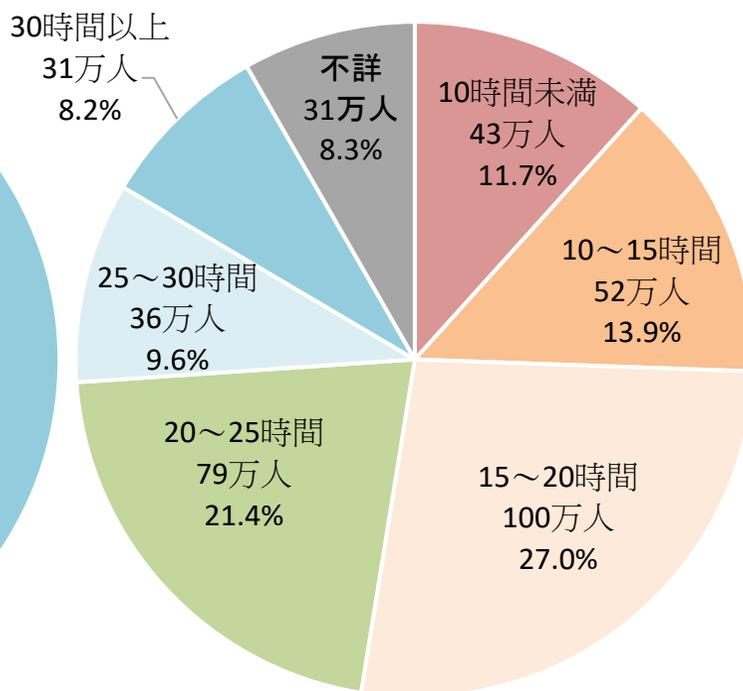
第3号被保険者の就業状況

- 第3号被保険者の5割以上は就業しており、「非就業者・不詳」の割合は減少傾向にある。
「会社員・公務員」が約45%を占め、「非就業者・不詳」の割合を上回っている。
- 「会社員・公務員」として働く第3号被保険者の約40%は、週20時間以上働いている。

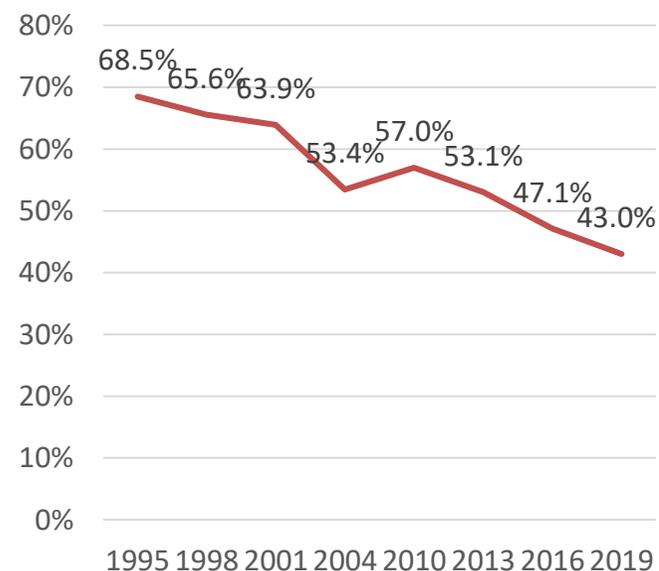
第3号被保険者の就業状況



第3号被保険者である会社員・公務員の週の労働時間



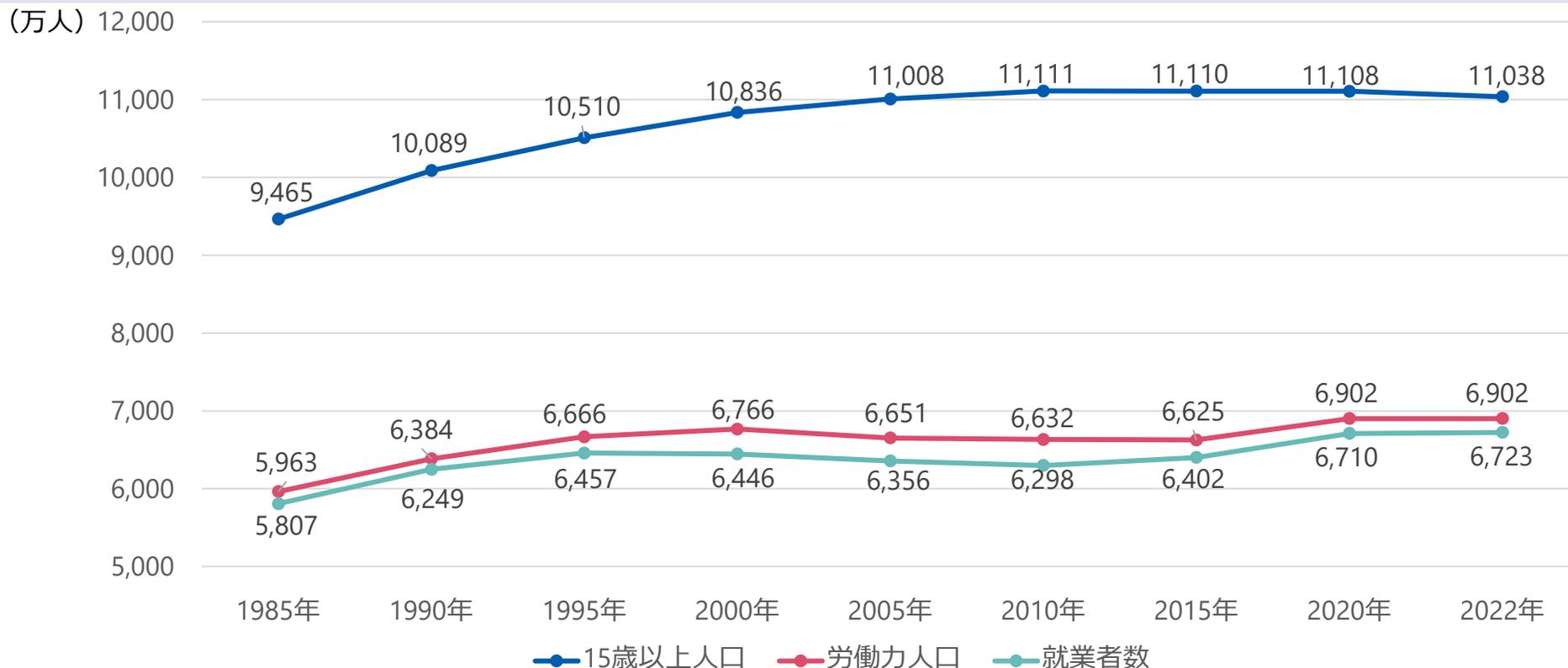
第3号被保険者に占める「非就業者・不詳」の割合



- 人口構造の変化
- 家族の姿の変化
- 女性の働き方の変化
- 被保険者・受給者の状況
- 高齢期の働き方の変化

労働力人口・就業者数の推移

○ 少子高齢化が進展する中であっても、労働力人口・就業者数は一定数を維持している。



(出典) 総務省「労働力調査」

(注1)「労働力人口」とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものをいう。

(注2)「就業者」とは、「従業者」と「休業者」を合わせたものをいい、自営業主とその家族従業者を含む。

※「完全失業者」とは、次の3つの条件を満たす者をいう。

1. 仕事がなく調査週間に少なくとも仕事をしなかった(就業者ではない)。
2. 仕事があればすぐ就くことができる。
3. 調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)。

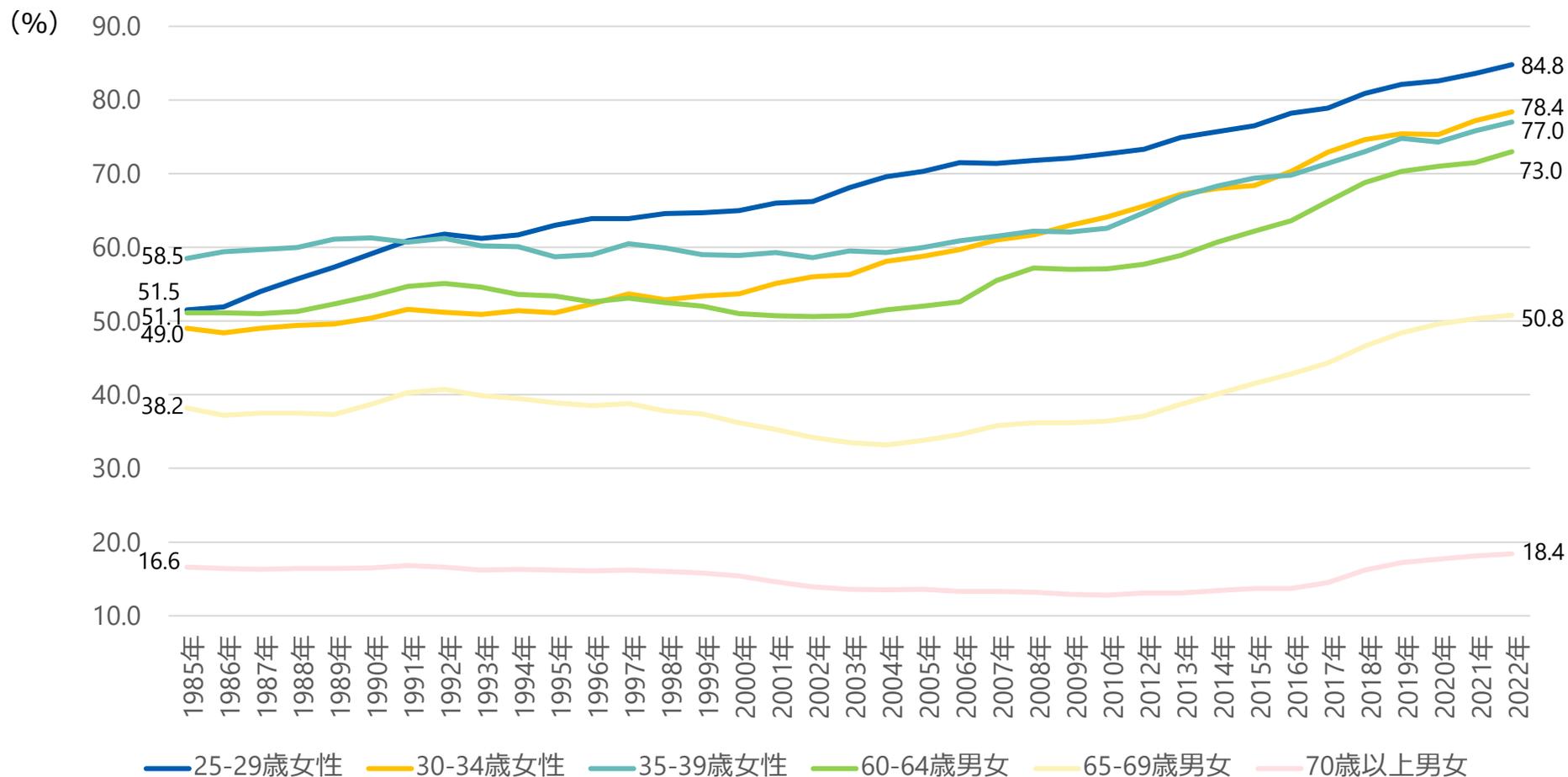
※「従業者」とは、調査期間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者をいう。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

※「休業者」とは、仕事を持ちながら、調査週間に少なくとも仕事をしなかった者のうち、

- ・雇用者で、給料・賃金(休業手当を含む)の支払を受けている者又は受けることになっている者
- ・自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。

就業率の推移

- 20代後半から30代の女性や、60代の男女の就業率が上昇傾向にある。



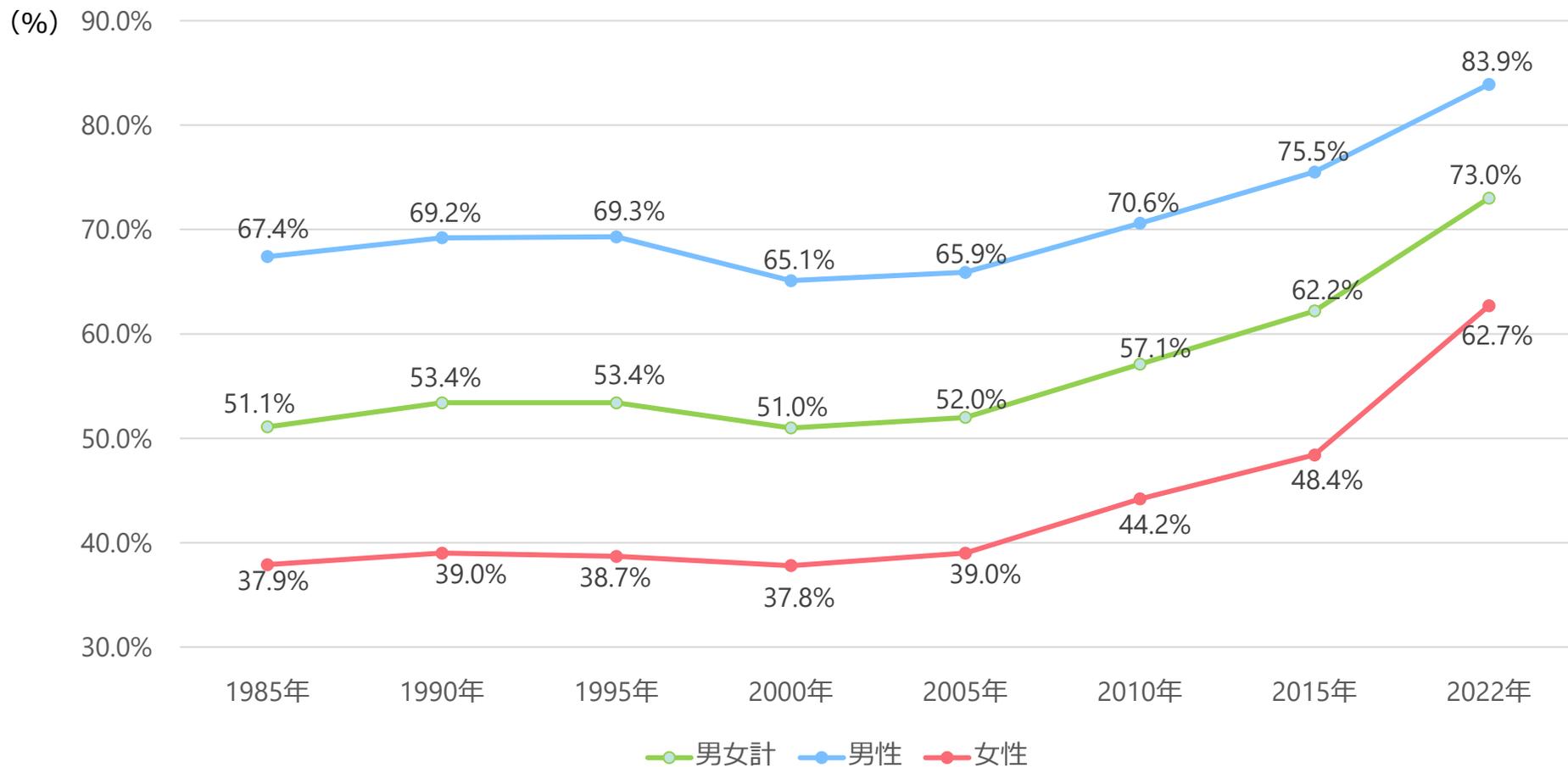
(出典) 総務省「労働力調査」

(注1) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

(注2) 2011年のデータは東日本大震災の影響で掲載せず。

60～64歳の高齢者の就業率の推移

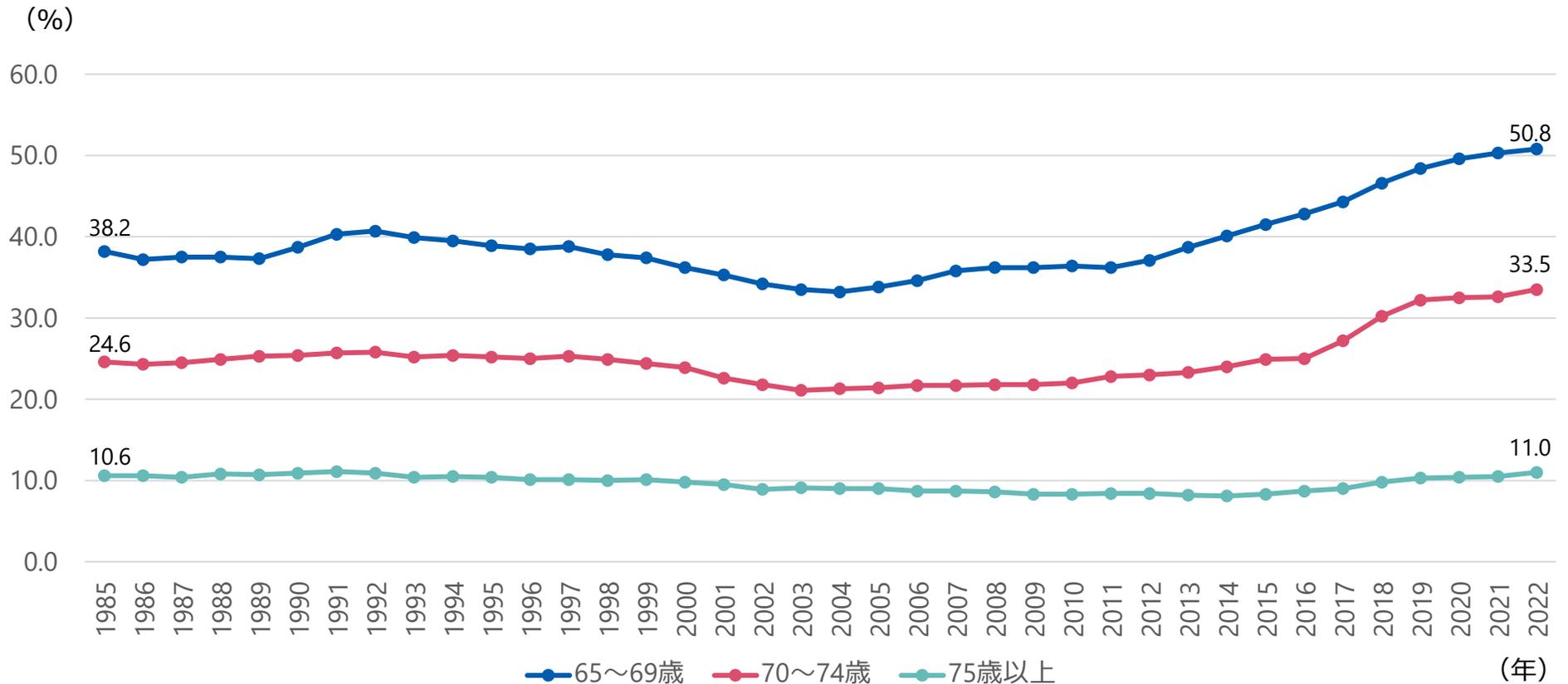
○ 60代前半の就業率は上昇傾向にあり、特に女性の上昇が大きい。



(出典) 総務省「労働力調査」

65歳以上の高齢者の就業率の推移

○ 60代後半の就業率は直近10年間で約14%ポイント上昇し、70代前半についても約10%ポイント上昇している。



(出典) 総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

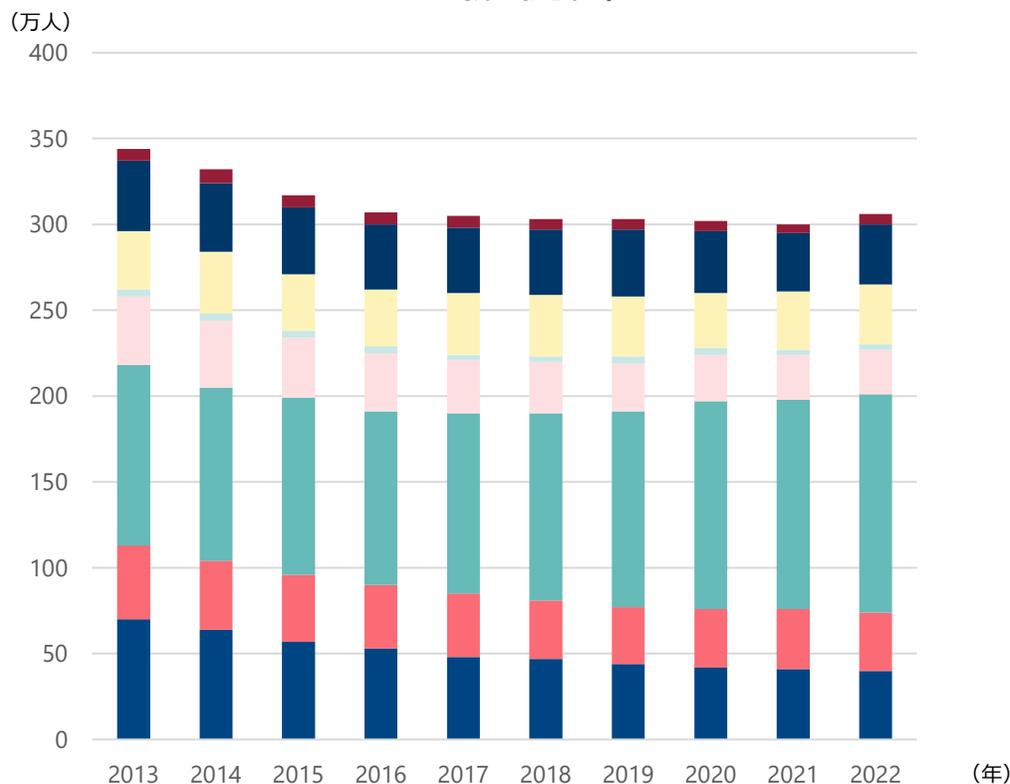
(注2) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

(注3) 2011年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

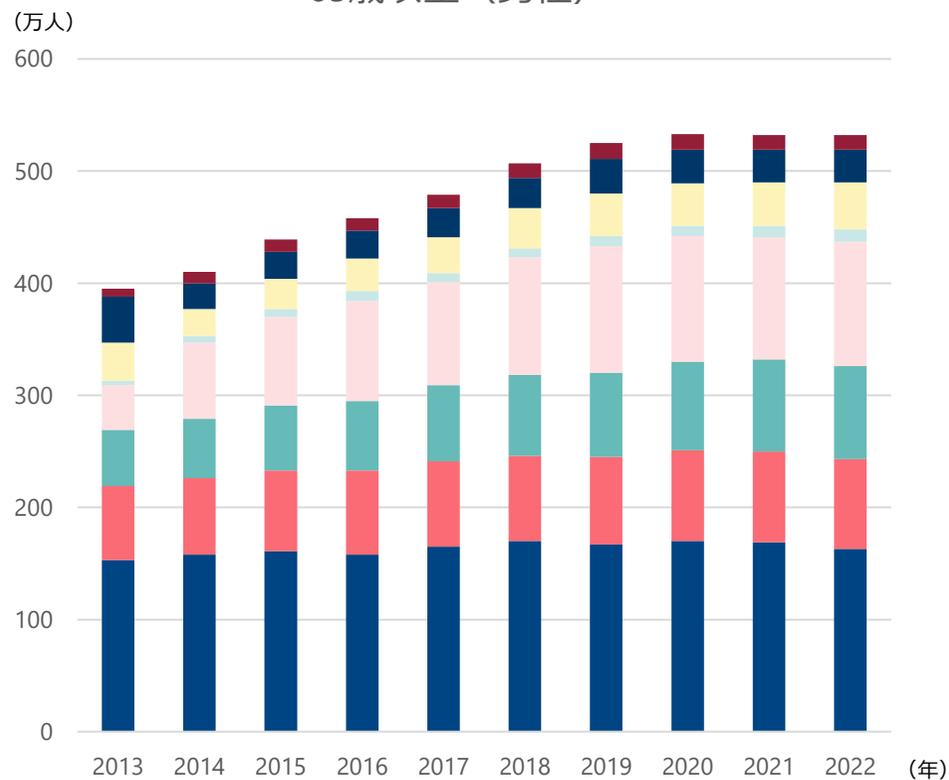
高齢者の就労形態（男性）

- 60～64歳の男性の就労形態については、正規の社員・従業員の割合が増加している。
- 65歳以上の男性について、近年就業者数が増加しており、中でもパート・アルバイトが増加している。

60～64歳（男性）



65歳以上（男性）



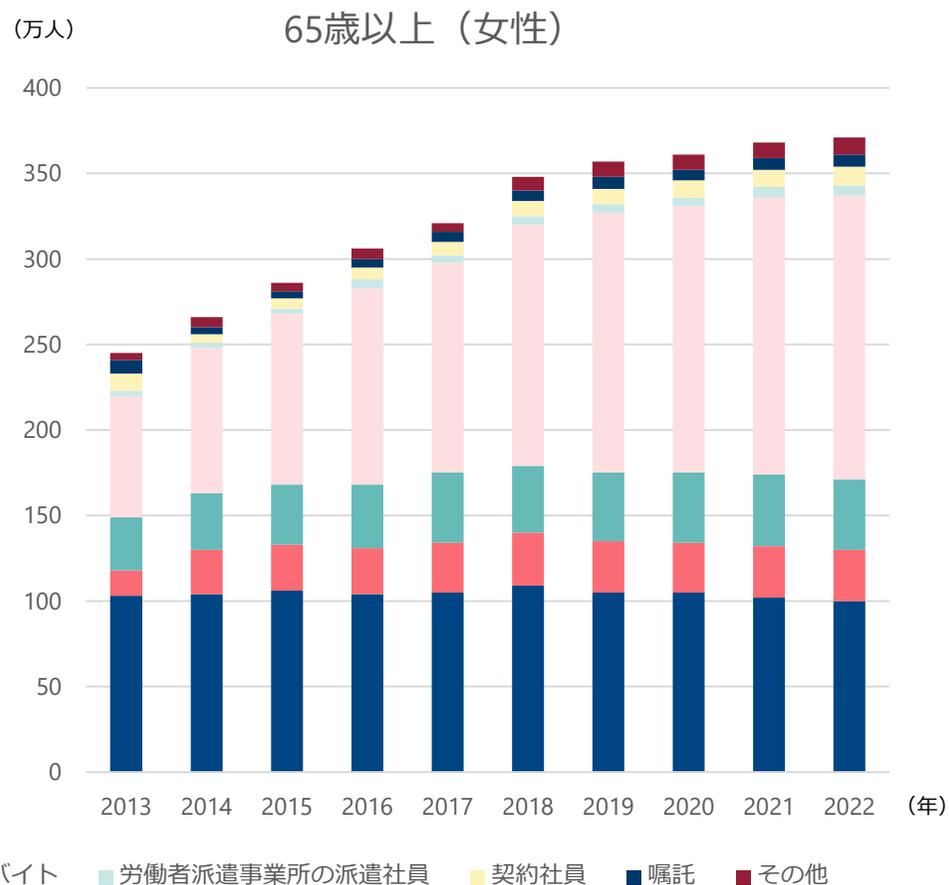
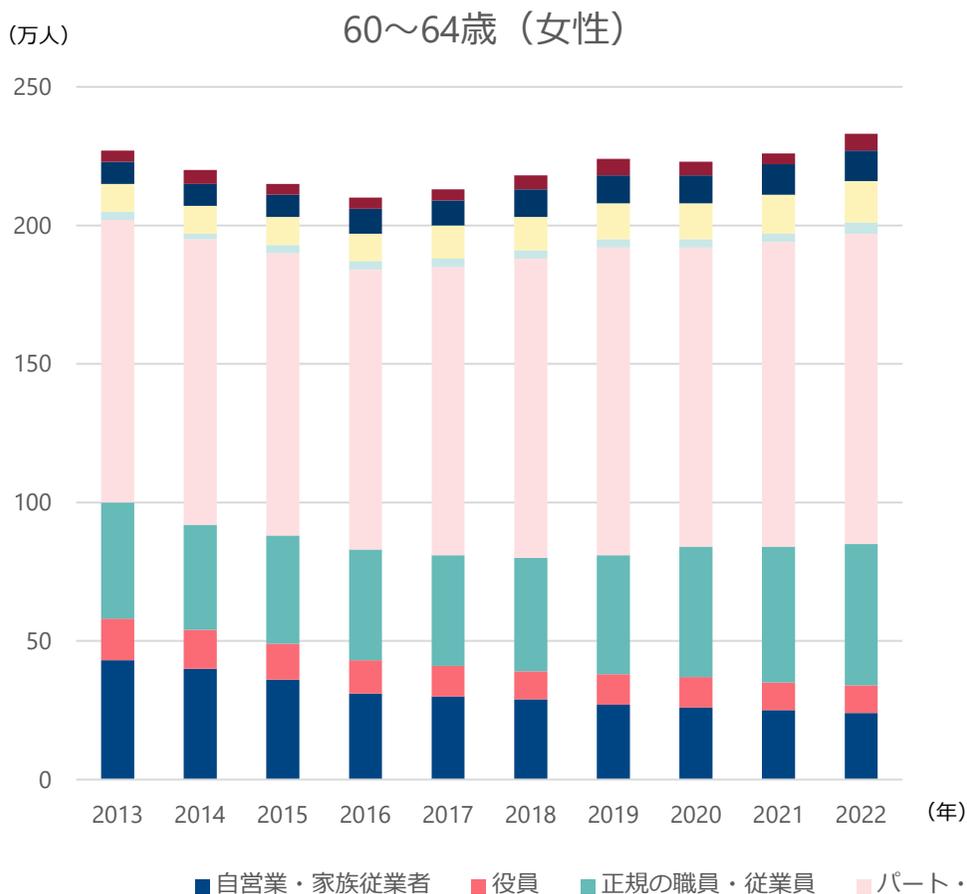
■ 自営業・家族従業者 ■ 役員 ■ 正規の職員・従業員 ■ パート・アルバイト ■ 労働者派遣事業所の派遣社員 ■ 契約社員 ■ 嘱託 ■ その他

(出典)総務省「労働力調査」

(注) 年平均の値

高齢者の就労形態（女性）

- 60～64歳の女性の就労形態については、パート・アルバイトが過半を占め、自営業・家族従業者は減少傾向にある。
- 65歳以上の女性について、近年就業者数が増加しており、中でもパート・アルバイトが大幅に増加している。



高齢者雇用・両立支援・男女共同参画に関する主な動き

	高齢者雇用安定法の改正経緯	仕事と家庭の両立支援・男女共同参画に関する主な動き
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳定年の努力義務化 (高齢者雇用安定法制定(昭和61年10月施行)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集・採用、配置・昇進について女性と男性を均等に扱う努力義務(男女雇用機会均等法制定(昭和61年4月施行))
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳までの再雇用の努力義務化(平成2年10月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業制度の法制化(常時雇用する労働者が30人以下の事業所は平成7年3月まで適用猶予) (育児休業等に関する法律制定(平成4年4月施行)) ・ 育児休業給付の創設(平成7年4月施行) ・ 女性に対する差別の禁止(努力義務規定の解消) (男女雇用機会均等法改正(平成11年4月施行))
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳定年の義務化(平成10年4月施行) ・ 65歳までの高齢者雇用確保措置の努力義務化 (平成12年10月施行) ・ 65歳までの高齢者雇用確保措置の義務化(継続雇用の対象者を限定できる仕組み) (義務化年齢を平成18年~25年度に段階的に引上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園に入れない等の場合は、1歳6か月まで育児休業を取得可能化(育児・介護休業法改正(平成17年4月施行)) ・ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、性別を理由とする差別の禁止、間接差別の禁止の導入、セクシュアルハラスメントの防止措置の義務化(男女雇用機会均等法改正(平成19年4月施行)) ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月まで取得可能化(パパママ育休プラス)
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの段階的廃止 (経過措置で平成25年度から令和7年度までに対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳までの短時間勤務制度(1日6時間)の措置を義務化 (短時間勤務制度は、常時雇用する労働者が100人以下の事業主は平成24年6月まで適用猶予) (育児・介護休業法改正(平成22年6月施行))
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳までの高齢者就業確保措置の努力義務化 (令和3年4月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置の義務化 (育児・介護休業法、男女雇用機会均等法改正(平成29年1月施行)) ・ 保育所に入れない等の場合は、2歳まで育児休業を取得可能化 (育児・介護休業法改正(平成29年10月施行)) ・ 子の出生直後の育児休業制度(産後パパ育休)導入 (育児・介護休業法改正(令和4年10月施行))